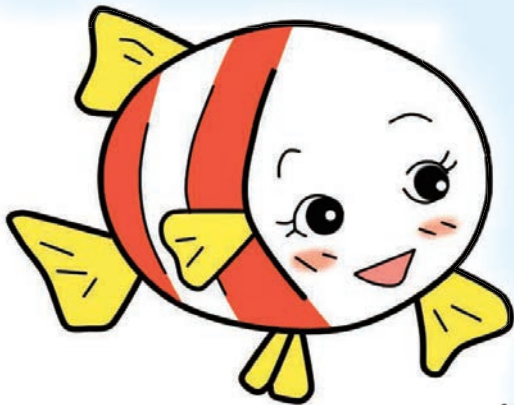
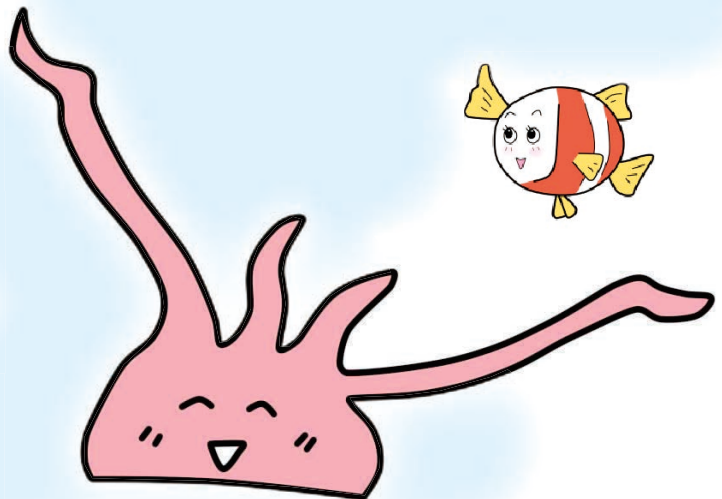
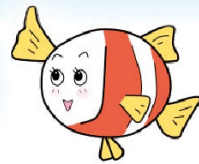


小学校・中学校教職員のための

特別支援教育ハンドブック



キョーちゃん



セイちゃん

兵庫県立特別支援教育センター

は じ め に

近年、障害がある子どもたちをめぐる動向として、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級だけでなく、幼稚園や小学校、中学校、高等学校などの通常学級においても、発達障害を含めた障害がある子どもたちが多数学んでいます。そして、特別支援教育の対象となる特別な支援を必要とする子どもの数も、年々増加傾向にあります。

国においては「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 25 年の就学先決定に関する学校教育法施行令の改正など、国内法を整備するとともに、平成 28 年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、本条約の趣旨を踏まえて大きな制度改正を行っています。

本県においても、第 2 期「ひょうご教育創造プラン」に基づき、インクルーシブ教育システムの構築を見据えて策定した「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」も最終年度を迎え、これまでの成果と課題を踏まえ、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の策定に取り組んでいます。これまで本県が取り組んできた特別支援教育の基本理念を継承するとともに、障害のある子どもも、障害のない子どもも共に自己実現をめざす共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、連続性のある多様な学びにおける教育と、関係機関との連携による切れ目のない一貫した相談・支援体制の充実を図ることを目的に策定しています。

また、教育公務員特例法の改正をふまえ、「兵庫県教職員研修計画」を策定し、「兵庫が育む ところ豊かで自立したひとづくり」の実現をめざし、次代を担う子どもたちの学びを支える教職員の資質向上を図るための研修を体系的・組織的に行っています。

このような状況を踏まえ、当センターにおいて、小学校・中学校の教職員を対象とした特別支援教育ハンドブックを作成しました。日常の教育活動に使いやすいように、各項目ごとに Q & A 形式で整理しています。

このハンドブックが、一人でも多くの子どもたちのために、そして教職員のために活用されることを期待しています。

目 次

はじめに			
第1章 特別支援教育の基礎知識			
1 特別支援教育とは	Q 1	特別支援教育の理念について教えてください。	3
2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮	Q 2	インクルーシブ教育システムの構築にあたって、必要な教員の専門性について教えてください。	4
	Q 3	基礎的環境整備と合理的配慮とは、どのようなことか教えてください。	5
	Q 4	特別支援教育とインクルーシブ教育システムの関係を教えてください。	7
3 学習指導要領の改訂	Q 5	新学習指導要領の基本方針について教えてください。	8
	Q 6	特別支援教育に関する改訂のポイントを教えてください。	10
第2章 自立と社会参加に向けた指導			
1 通常の学級の担任のために …			
(1) 児童生徒理解	Q 7	児童生徒理解について教えてください。	11
	コラム1	発達障害のある子どもなのか？ 虐待を受けた子どもなのか？	12
(2) 発達障害とは	Q 8	発達障害について教えてください。	13
	Q 9	発達障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	15
(3) ユニバーサルデザインの視点	Q10	ユニバーサルデザインの基本的な考え方について教えてください。	16
	Q11	ユニバーサルデザインの視点で学級づくりを行う場合の留意点について教えてください。	17
	Q12	ユニバーサルデザインの視点で授業づくりを行う場合の留意点について教えてください。	18
2 通級指導教室担当者のために …			
(1) 通級による指導とは	Q13	通級による指導とは、どのような指導か教えてください。	19
(2) 通級による指導の対象	Q14	通級による指導の対象児童生徒について教えてください。	20
(3) 教育課程の編成	Q15	通級による指導の教育課程は、どのように編成すればよいか教えてください。	22
(4) 評価の在り方	Q16	通級による指導の評価は、どのように行えばよいですか。	25
	コラム2	高等学校における通級による指導	26
3 特別支援学級担任のために …			
(1) 特別支援学級	Q17	特別支援学級の種別について教えてください。	27
(2) 特別支援学級の対象	Q18	特別支援学級の対象児童生徒について教えてください。	28
	Q19	特別支援学級への就学について教えてください。	29
(3) 障害種別に応じた教育	Q20	弱視（視覚障害）のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	30
	Q21	難聴（聴覚障害）のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	32
	Q22	知的障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	35
	Q23	肢体不自由のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	37

	Q24 病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	39
	Q25 言語障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	41
	Q26 情緒障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	43
	Q27 自閉症のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。	45
	コラム3 一人一人を大切にした指導・支援	49
	コラム4 自閉症スペクトラムとは …	50
(4) 教育課程の編成	Q28 カリキュラム・マネジメントについて教えてください。	51
	Q29 特別支援学級と通常の学級の教育課程の違いを教えてください。	52
	Q30 「各教科等を合わせた指導」について教えてください。	54
	Q31 「日常生活の指導」について教えてください。	56
	Q32 「遊びの指導」について教えてください。	57
	Q33 「生活単元学習」について教えてください。	58
	Q34 「作業学習」について教えてください。	59
(5) 自立活動	Q35 自立活動の意義や目的について教えてください。	60
	Q36 自立活動の内容を教えてください。	62
	Q37 自立活動の具体的な指導内容の設定の流れについて教えてください。	64
(6) 教科用図書	Q38 特別支援学級で利用できる教科用図書について教えてください。	66
(7) 交流及び共同学習	Q39 交流及び共同学習について教えてください。	68
(8) 進路指導	Q40 特別支援学級の進路指導の基本を教えてください。	69
	コラム5 特別支援学級におけるキャリア教育	70
第3章 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用		
1 個別の教育支援計画	Q41 個別の教育支援計画作成にあたっての留意事項について教えてください。	71
2 個別の指導計画	Q42 個別の指導計画作成にあたっての留意事項について教えてください。	72
	Q43 個別の教育支援計画と個別の指導計画について教えてください。	75
	コラム6 子どものための心理アセスメント	76
	コラム7 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ	77
	コラム8 保護者との合意形成のプロセス	78
3 学習評価の充実	Q44 学習評価の留意点やポイントについて教えてください。	80
	Q45 指導と評価の一体化について教えてください。	82
4 よりよい連携の在り方	Q46 校内における連携の留意点について教えてください。	83
	Q47 保護者との連携の留意点について教えてください。	85
	コラム9 保護者の話を聴くとき	87
	Q48 関係機関との連携の留意点について教えてください。	88
第4章 教職員の研修		
特別支援教育に関する研修	Q49 県立特別支援教育センターで実施している研修について教えてください。	90
	Q50 教員長期研修派遣について教えてください。	91
参考資料		92
引用・参考文献		96

1 特別支援教育とは

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

Q1 特別支援教育の理念について教えてください。

A 学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、「特別支援教育」が位置付けられました。

障害があることにより、通常の学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちがいます。その子どもたち、一人一人の障害の種類や程度などに応じて、特別な支援の下に、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、あるいは通級による指導において、個に応じた適切な教育を行う必要があります。

特別支援教育は、特別支援学校だけでなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの通常の学級に在籍する発達障害のある子どもたちを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍するすべての学校園において実施されるものです。

障害のある子どもたちが自立し、社会参加に向けて必要な力を培うためには、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するとともに、個に応じた適切な指導及び必要な支援が必要です。

関連サイト：●文科省「学校教育法の一部を改正する法律」（平成19年4月1日）

 http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06040515/06061610/002 

関連サイト：●文科省「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日）

 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm 

2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

Q2 インクルーシブ教育システム構築にあたって、
必要な教員の専門性について教えてください。

A 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中教審平成24年7月23日）においては、

「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」

と示されています。

インクルーシブ教育システム構築を推進するためには、すべての教員に求められる教育の専門性として、①集団形成（学級づくり）、②学習指導（授業づくり）、③生徒指導があります。さらに、特別支援教育の専門性として、①特別支援教育に関する知識・技能の活用、②教職員及び関係者の連携・協働、③共生社会の形成に関する意識という3つの要素があります。

関連サイト：●文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」



http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm



関連サイト：●国立特別支援教育総合研究所「インクルDB」



http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=13



2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

Q3 基礎的環境整備と合理的配慮とは、どのようなことか教えてください。

A 平成 28 年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、
「学校園においては、障害のある児童生徒などの性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供しなければならない。」
と示されました。

ここでいう「障害のある児童生徒」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害」があり、しかも「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童生徒」などのことです。そのため、診断書や障害者手帳などの有無は、合理的配慮の対象の判断基準ではありません。

合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」第 2 条において、
「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」
と示されています。

「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置などにより、（例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で）それぞれ行う教育環境の整備のことです。

2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

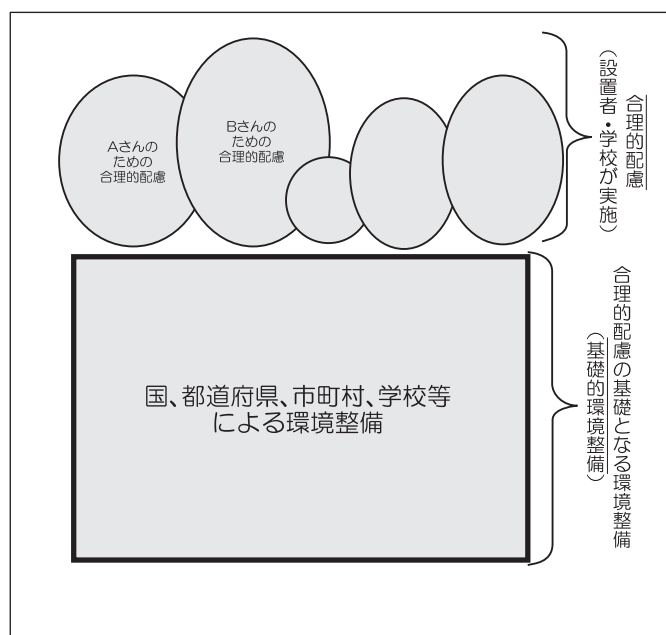
合理的配慮の提供においては、「均衡を失した」又は「過度の」負担を課さないもの、とありますが、これについて一律の判断基準があるわけではありません。

合理的配慮の決定・提供にあたっては、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面を勘案し個別に判断することとなります。

その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供するのかなどについて、保護者と共通理解を図りながら、可能な限り合意形成を図った上で決定していきます。

合理的配慮は、障害のある児童生徒などに対して提供されますが、その際、周囲の児童生徒及びその保護者への理解・啓発にも留意することが重要です。

【 基礎的環境整備と合理的配慮の関係 】



中教審「初中分科会報告」より

関連サイト：●文科省「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告」



http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316184.htm

関連サイト：●兵庫県教育委員会「県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>

関連サイト：●兵庫県教育委員会「学校で「合理的配慮」の提供が義務となります」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>

2 インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

Q4 特別支援教育とインクルーシブ教育システムの関係を教えてください。

A 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の1から3までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要です。

- 1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働などとの連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、特別支援教育の充実を図ることが重要です。
- 2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもたちや人々との交流などを通して、地域での生活基盤を形成することが求められています。そのため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要です。
- 3 特別支援教育に関連して、障害者への理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある子どもと共に学び合いながら、社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要です。学校においてこれを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながります。

関連サイト：●国立特別支援教育総合研究所「インクルDB Q&A」



http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=40



関連サイト：●兵庫県立特別支援教育センター「インターネット講義配信サイト」



<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/movie/>



3 学習指導要領の改訂

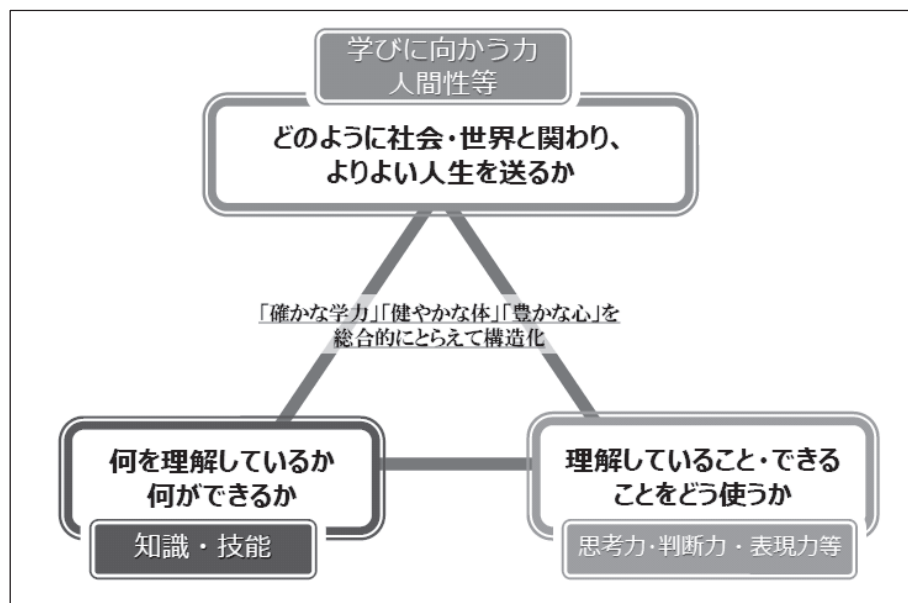
Q5 新学習指導要領の基本方針について教えてください。

A 中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月）を踏まえ、下記の 5 点の基本方針に基づいて、学習指導要領が改訂されています。

1 基本的な考え方

- (1) 「社会に開かれた教育課程」を重視する。
- (2) 知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。
- (3) 道德教育の充実や体験活動を重視するとともに、体育・健康に関する指導の充実によって、豊かな心や健やかな体を育成する。

2 育成を目指す資質・能力を 3 つの柱で整理



文部科学省資料「新しい学習指導要領の考え方」より

- 3 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を推進する。
- 4 各学校におけるカリキュラム・マネジメントを推進する。
- 5 言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などを推進する。

3 学習指導要領の改訂

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

新学習指導要領は、2020 年 4 月 1 日から小学校・特別支援学校小学部、2021 年 4 月 1 日から中学校・特別支援学校中学部において、それぞれ全面実施となっています。なお、2018 年 4 月 1 日から幼稚園・特別支援学校幼稚部、2022 年 4 月 1 日から高等学校・特別支援学校高等部が全面実施となっています。

【 学習指導要領改訂スケジュール 】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
幼稚園 幼稚部	周知 徹底	2018 年度～全面実施				
小学校 小学部	周知 徹底	教科書検定	採択・供給	使用開始	2020 年度～全面実施	
中学校 中学部	周知 徹底	先行実施			2021 年度～全面実施	
			教科書検定	採択・供給	使用開始	
高等学校 高等部	改訂	周知 徹底	先行実施			2022 年度～ 全面実施
			教科書検定	採択・供給	使用開始	

文部科学省資料「新しい学習指導要領の考え方」参照

関連サイト： ●文科省 「小学校学習指導要領解説」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm

関連サイト： ●文科省 「中学校学習指導要領解説」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm

3 学習指導要領の改訂

Q6 特別支援教育に関する改訂のポイントを教えてください。

A 特別支援教育に関する改訂のポイントは、大きく次の2項目です。

1 各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫

新学習指導要領解説においては、教科等ごとに、障害のある児童生徒への配慮についての事項として、具体的に例を挙げて示されました。例えば、小学校国語科においては、

「 声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いた物を提示したり、ICT 機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。」

と示され、指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととなりました。

2 自立活動の改訂

特別支援学校学習指導要領「自立活動」の改訂では、6つの区分は従前と同様ですが、①「1 健康の保持」の区分に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」の項目が新たに追加され、具体的な指導項目が27項目となりました。

また、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、②「4 環境の把握」の区分の「感覚や認知の特性への対応に関すること」の項目を「感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」と改められました。さらに、③「感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること」の項目を「感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること」と改められました。

関連サイト：●文科省「新学習指導要領（本文、解説、資料等）」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm



1 通常の学級の担任のために …

(1) 児童生徒理解

Q7 児童生徒理解について教えてください。

A 児童生徒は一人一人独自の特徴をもち、一人として同じ者はいません。すべての人の人格は、その個性の上に成り立っています。それぞれの得意なことや苦手なこと、興味・関心などの個々の児童生徒を理解することは、障害の有無にかかわらず、指導する上で大切なことです。

また、一般的な児童生徒の発達の特徴や傾向を知ること、指導する上で役に立ちます。その時期に獲得する社会性や知的発達の特徴を知ること、指導・支援に有効な手立てを考えることができ、将来を見据えた指導・支援にもつながります。児童生徒の実態を正しく理解するには、客観的・多角的・多面的にその姿を捉えることが大切です。

さらに、通常の学級の担任として、「集団」について理解することも大切です。個人を理解するだけではとらえきれない集団特有の問題があるということを知っておくことは、学級集団をまとめ、よりよい学級づくりにつながります。

- 児童生徒を客観的・多角的・多面的に理解するために配慮すること
 - 1 能力の問題（身体的・認知に関する能力、学力など）
学校生活への適応の度合いを理解するための材料になる。
 - 2 性格的な特徴
支援の方法を探る材料になる。
 - 3 興味・関心、要求、悩み
日常生活、行動を理解するヒントになる。
 - 4 交友関係
学校内外のつながり、人間関係、集団などを理解するヒントになる。
 - 5 生育歴、環境条件など
学校環境、家庭構成、言語環境など、発達に影響のある環境因子について調整するヒントになる。

関連サイト：●文科省「生徒指導に関する研修・参考資料」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302912.htm



1 通常の学級の担任のために …

コラム 1

発達障害のある子どもなのか？ 虐待を受けた子どもなのか？

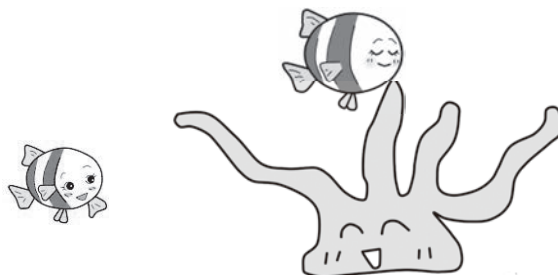
「自分の思い通りにいかなかったり、急な予定の変更があったりすると、どうしてよいか分からなくなりパニックを起こす子ども」「何度教えてもすぐに忘れてしまい、学習内容が定着するのに時間がかかる子ども」「予測を立てたり、落ち着いて物事を考えたりすることが苦手な子ども」などがいます。

今、挙げた子どもたちの背景には、何があると思いますか？

多くの人、発達障害があることを想像するのではないのでしょうか。実はこの様子は、虐待を受けた子どもが見せる様子として、挙げられているものです。もちろん、このような特徴的な行動の様子が、虐待を受けたすべての子どもに現れるわけではありませんが、発達障害のある子どもが見せる特性と似ています。

虐待など極度のストレスに対する反応として、覚醒水準の上昇が挙げられます。過覚醒すると、「集中できない」「そわそわして落ち着きがなくなる」などの様子が見られ、注意欠陥多動性障害（ADHD）との判別が難しい場合が少なくありません。そのため、「この子どもの問題行動は、発達障害のせいだ。」と決めつけずに、「虐待を受けていることがあるかもしれない。」または「両者の重複した事例なのかもしれない。」と、多面的な視点から子どもを見ることが大切です。

大人の無理解が二次的な障害に繋がってしまうこともあるので、客観的・多角的・多面的に児童生徒を理解することが大切です。



1 通常の学級の担任のために …

(2) 発達障害とは

Q8 発達障害について教えてください。

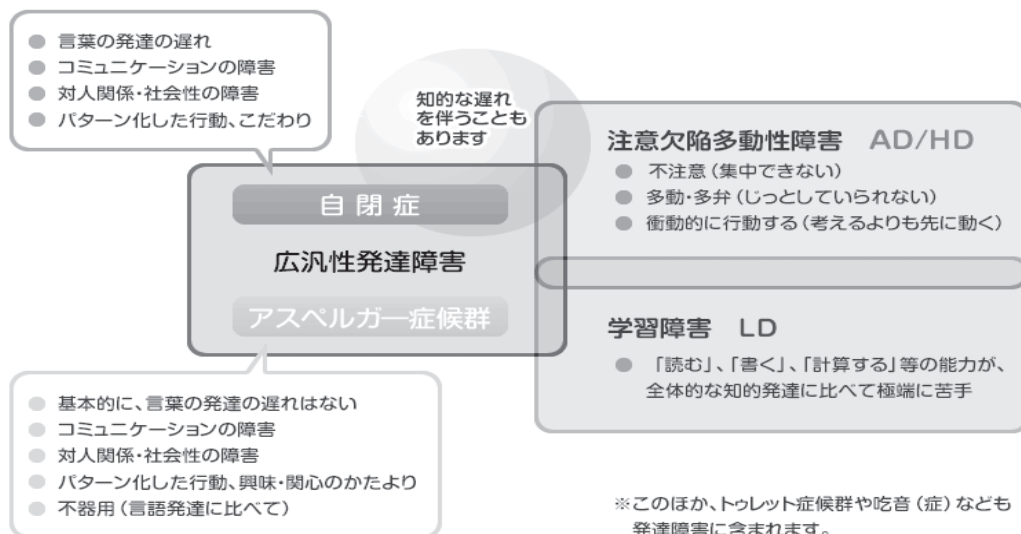
A 平成24年に実施された、文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、通常の学級に在籍する学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は約6.5%です。

発達障害の診断の有無にかかわらず、何らかの支援を必要としている児童生徒は、通常の学級にも在籍しています。通常の学級の担任は、そのことを踏まえた上で、個別の指導や支援の工夫をすることが大切です。

発達障害の障害特性について整理すると、下記ようになります。それぞれの障害特性が重なり合っている場合もあり、個々の実態を把握することは、指導・支援をする上での基本となります。

それぞれの児童生徒が学習面や生活面で困っていることは、一人一人異なります。学習障害（LD）だから、注意欠陥多動性障害（ADHD）だから、と支援を考えるよりも、対象の児童生徒がどんなことにつまずいているのか、その実態に基づいて指導・支援を考えることが大切です。

【 発達障害の障害特性 】



内閣府「政府広報オンライン 2013」より

1 通常の学級の担任のために …

(2) 発達障害とは

文部科学省では、発達障害について次のように定義しています。

1 自閉症（Autistic Disorder）

自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

2 高機能自閉症（High-Functioning Autism）

高機能自閉症とは、上記の自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

3 学習障害（LD）【Learning Disabilities】

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないですが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されます。障が、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

4 注意欠陥/多動性障害（ADHD）【Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder】

注意欠陥/多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

関連サイト：●文科省：「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm



関連サイト：●文科省「主な発達障害の定義について」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm



1 通常の学級の担任のために …

(2) 発達障害とは

Q9 発達障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 発達障害のある児童生徒のつまずきや行動には、必ず理由があります。そのつまずきや行動は、児童生徒の性格やしつけなどから起こっているのではなく、それ以外の理由で起こっている場合があることを認識することが、支援の第一歩です。

困っているのは、先生ではなく児童生徒自身です。児童生徒が支援を必要としている、ととらえることが大切です。

発達障害とひとことで言っても、つまずいていることや得意なこと、興味・関心などは一人一人違います。一人一人の実態を把握し、それに応じた適切な指導や必要な支援の工夫が大切です。

一人の児童生徒の教育的ニーズに対応した指導・支援の工夫は、障害の有無にかかわらず、学級の誰にとっても、有効な手立てとなることがあります。そのような環境を整えることは、学級経営上にも大変有効であり、子どもたちの確かな学力や豊かな心の育成に資するものです。

● 指導にあたって配慮すること

- 1 子どもにとって、安心できる居場所をつくります。
- 2 小さな変化をとらえ、自信と意欲を育てます。
 - (1) できないことより、できることに着目して支援をします。
 - (2) 指示や課題の提示は、具体的に短く分かりやすくします。
 - (3) 視覚的支援を有効に活用します。
 - (4) 常にスモールステップを心がけ、対応します。
 - (5) 「叱る」ことより、「ほめる」ことを大切にします。
- 3 他者との比較ではなく、個人の成長を評価します。

関連サイト：●兵庫県教育委員会「特別な支援が必要な子どもたちのために」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>



1 通常の学級の担任のために …

(3) ユニバーサルデザインの視点

Q10 ユニバーサルデザインの基本的な考え方について教えてください。

A ユニバーサルデザインの考え方は、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター元所長で建築家のメイス（Ronald Mace）が提唱したのが最初であるとされています。

文部科学省通知「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24年7月）においては、ユニバーサルデザインについて、

「基礎的環境整備を進めるにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。」と示されています。

ユニバーサルデザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。それに対し、バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方です。

障害者の権利に関する条約 第2条においては、ユニバーサルデザインについて、

「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。」

と示されています。

関連サイト：●文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」



1 通常の学級の担任のために …

(3) ユニバーサルデザインの視点

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

Q11 ユニバーサルデザインの視点で学級づくりを行う場合の留意点について教えてください。

A ユニバーサルデザインの考え方を、学級づくりや授業における支援に置き換えると、特別な支援を必要とする児童生徒にとっては「ないと困る支援」であり、すべての児童生徒にとっては「あると便利」な支援であるといえます。

特別な支援を要する児童生徒への支援を通常の学級で行う場合、その児童生徒が肩身の狭い思いをしない学級経営が大切です。

つまり、一人一人の違いを認め合い、支え合う学級づくりを通して、特別な支援を必要とする児童生徒が、安心して過ごせる居場所のある学級づくりが大切です。

- 1 すべての児童生徒にとっても分かりやすい教室環境づくり
 - (1) 教室でのルールが明確で、分かりやすい教室環境
 - (2) 雑然とせず、すっきりと片付いた教室環境
 - (3) 自分たちで整理整頓できるよう工夫された教室環境
- 2 一人一人の違いを認め合い、支え合う学級づくり
 - (1) 一人一人が所属感や居場所を実感できる学級
 - (2) 方法を選んだり、考えたりでき、自己選択・自己決定が尊重される学級
 - (3) 「認める」「ほめる」などのかかわりが、教師と児童生徒、児童生徒同士でもでき、一人一人が大切にされている学級

関連サイト：●兵庫県教育委員会「特別支援教育の視点をいかした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>



1 通常の学級の担任のために …

(3) ユニバーサルデザインの視点

Q12 ユニバーサルデザインの視点で授業づくり
を行う場合の留意点について教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）においては、各教科の指導計画の作成と内容の取扱いについて、
「障害のある児童生徒については、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」
と示されています。

得意や不得意、認知の特性、学習スタイルなどは、一人一人異なります。そのため、すべての児童生徒にわかりやすい授業を工夫し、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業を展開することが求められています。

- 1 ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりで配慮すること
 - (1) 一時間の流れや、見通しをもたせる工夫
スケジュールの提示、タイムタイマーなどの時間の明示 など
 - (2) 板書の工夫
色弱（色覚異常）に対応した色使い、絵や図表の掲示、ノート転記する箇所の明示 など
 - (3) 発表の仕方の工夫
話し方のきまり、子どもの発言をつなぐ発問・しかけ など
- 2 認知スタイルを考慮した支援の工夫
書く量の調整、得意な方法で学習ができるような選択肢の提供、刺激量の調整、視覚支援 など

関連サイト：●兵庫県教育委員会「特別支援教育の視点をいかした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>



2 通級指導教室担当者のために …

(1) 通級による指導とは

Q13 通級による指導とは、どのような指導か教えてください。

A 通級による指導は、学校教育法施行規則 第140条、第141条に基づき、提供される教育の一形態です。具体的には、小学校・中学校の通常の学級に在籍している、障害の状態が異なる個々の児童生徒に対して、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に行っています。

通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、児童生徒のニーズに応じて行います。そのため、通常の学級の授業においても、その指導の効果が大きいと期待されます。

平成5年、学校教育法施行規則の一部改正により、小学校・中学校における通級による指導が制度化されました。その当時は、まだ学習障害（LD）などの実態が明らかではなく、通級による指導の対象とはなっていませんでした。

平成17年、中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、「特殊教育」が「特別支援教育」に転換するとともに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）も、通級による指導の対象とすべきことが提言されました。

平成18年、学校教育法施行規則の一部改正により、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）が、通級による指導の対象となりました。

平成30年度からは、高等学校における通級による指導が制度化されました。兵庫県においては、実践研究校を指定し、計画的・組織的な取組が始まっています。

関連サイト：●文科省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm



2 通級指導教室担当者のために …

(2) 通級による指導の対象

Q14 通級による指導の対象児童生徒について教えてください。

A 通級による指導の対象となる障害の程度や種類については、文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月）において、定められています。

障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認めた者が対象となります。

また、文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）において、以下のとおり示されています。

【 障害の種類及び程度 】

障 害 の 種 類	障 害 の 程 度
1 言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
2 自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
3 情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
4 弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 通級指導教室担当者のために …

(2) 通級による指導の対象

障 害 の 種 類	障 害 の 程 度
5 難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
6 学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
7 注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
8 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

知的障害のある児童生徒については、障害の実態を考慮して、知的の特別支援学校の各教科等を取り入れた特別の教育課程を編成するなど、特別支援学級において日々の生活に結びつけた指導を行うことが適当であることから、「通級による指導」の対象とはなっていません。

兵庫県においては、小学校・中学校には、「言語障害」「自閉症」「LD、ADHD等」の通級指導教室、聴覚特別支援学校には「難聴」の通級指導教室が設置されています。平成30年度からは、一部の高等学校にも、LD、ADHD等の通級指導教室が設置されています。また、兵庫県では、LD、ADHD等通級指導教室担当教員を「学校生活支援教員」と呼んでいます。

関連サイト：●文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm



2 通級指導教室担当者のために …

(3) 教育課程の編成

Q15 通級による指導の教育課程は、どのように編成すればよいか教えてください。

A 学校教育法施行規則 第 140 条においては、通級による指導の教育課程は、

「 通級による指導を受ける児童生徒に対しては、小学校や中学校の教育課程の定めにかかわらず、特別の教育課程によることができる。」

と示されています。

特別の教育課程 とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことです。そのため、指導にあたっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、「自立活動」の内容を取り入れるなど、個々の児童生徒の障害の状態などに応じた具体的な目標や内容を考えることが大切です。

小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）には、
「 特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。」

と示され、小学校・中学校学習指導要領解説に、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置づけが明確化されたことが示されています。

通級指導教室が自校にないときは、「巡回による指導」と「他校通級による指導」で対応しています。そのため、各学校から、巡回による指導を行ったり、在籍校以外の学校や特別支援学校で指導を受けたりすることができ、その指導を特別の教育課程に係る授業とみなすことができます。しかし、基本的には通学時間を通級による指導の時間に含めることはできないので、なるべく通学しやすい学校に設置するなどの工夫が必要です。

兵庫県では、各市町の小学校・中学校に 1 校以上の通級指導教室を設置し、通級による指導の充実を推進しています。

2 通級指導教室担当者のために …

(3) 教育課程の編成

1 教育課程編成の進め方

教育課程編成の基本的な流れは、下記のとおりです。個々の教育的ニーズを把握するには、まず実態把握が大切です。そして、指導目標や指導内容を選定し、指導計画(Plan)を立て、それに基づいた指導(Do)と評価(Check)、そして改善(Action)を行うことが大切です。

【 教育課程編成の基本的な流れ 】

1 実態把握	生育歴、社会性の発達、学習上の配慮事項、興味関心などについて、観察、面接、各種検査などから総合的に把握をします。その際、困難なことのみにではなく、長所や得意なことも把握します。
2 課題の整理	課題について、整理します。このとき、自立活動の6区分27項目に即して整理し、障害名のみに頼って特定の指導内容に偏ることがないように、留意します。なお、自立活動の区分、項目については、新特別支援学校学習指導要領 自立活動編を参照します。
3 指導目標の設定	課題を整理し、発達や指導の順序や課題同士の関連を考慮し、中心的な課題を導き出します。そして、それに基づいた指導目標（長期目標と短期目標）を設定します。
4 指導計画	目標を達成するために必要な項目を選定し、それらを関連づけながら、具体的な内容を設定します。どんな力をつけたいか？という根拠をもって指導内容を決定します。
5 評価	指導の効果を適切かつ多面的に判断するため担当者だけではなく各教科等の指導に関わる教師間の協力のもとに評価を行います。
6 改善	評価の内容によって、改善すべき目標や内容を検討します。上記の1～5を繰り返しながら、よりきめ細やかな指導について、検討します。

2 通級指導教室担当者のために …

(3) 教育課程の編成

2 指導時間

学校教育法施行規則 第140条の規定による特別の教育課程について定める件においては、通級による指導時間について、

「小、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間35単位時間から、280単位時間までを標準とし、学習障害、注意欠陥多動性障害に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から、280単位時間までを標準とする。」

と定められています。

つまり、通級指導教室の指導時間は、週に1時間～8時間です。ただ、LD、ADHD等の通級指導では、月に1時間でも指導の効果が得られる可能性があることから、月に1時間～週8時間と定められています。

通級指導教室での指導内容は、自立活動の指導が中心となることから、児童生徒の実態に応じて指導時間や指導内容を決め、適宜評価しながら指導を継続したり、終了したりしていきます。

3 通級による指導の手引

通級による指導の具体的な進め方は、文部科学省編著「通級による指導の手引」が参考になります。指導方法や指導計画など、実際の指導に役立つ内容となっています。

関連サイト：●文科省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm



関連サイト：●文科省 出版物の紹介（特別支援教育）「通級による指導の手引」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/publish.htm



関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



2 通級指導教室担当者のために …

(4) 評価の在り方

Q16 通級による指導の評価は、どのように行えばよいですか。

A 通級による指導の評価は、各学期のそれぞれの時期に、本人のつまずきがどこなのか、またどの程度なのか、その都度評価をします。また、個別指導の場ではうまくいっても、通常学級の中だと困難さが表れるということはよく見受けられます。通常学級においても目標を設定し、評価を行い、自立と社会参加に向けた指導につなぐことが大切です。

1 指導の記録

在籍校と異なる学校において通級による指導を受けている場合には、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成することになっています。

個別の指導計画の中に、指導目標や指導内容を記録し、それについて適切に評価を行い、指導の改善や新たな目標を設定します。

2 指導要録への記入

通級による指導を受けている児童生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数や指導期間、指導内容及び結果などを「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入することになっています。

3 通級による指導の成果を生かすために

通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、通常学級担任の理解も大切です。通級指導担当教員が、通常の学級の担任に対して、そのための情報提供や助言を行います。また、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行うため、通級指導担当教員が中心となって、通常の学級の担任や関係者を集めて、ケース会議を開催することなどが必要になります。

関連サイト：●文科省「障害のある児童生徒の就学について（通知）」



http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20020527001/t20020527001.html



コラム2

高等学校における通級による指導

平成30年度から、学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校における通級による指導が制度化されました。

高等学校における通級による指導も、①インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、多様な学びの場の整備が必要である、②小学校・中学校からの学びの連続性を一層確保し、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供するなどの観点から始まりました。

これによって、これまで中学校を卒業する特別支援学級在籍生徒や、通級による指導を受けてきた生徒の進学先である高等学校の学びの場が充実しました。そして、高等学校における特別支援教育の充実にもつながっています。

社会人になる日を間近にした生徒は、自分自身の得意な面や苦手な面を知り、必要に応じて自分の得意な方法を選択したり、他者に支援を依頼したりしながら、主体的に生きていくことが求められています。

しかし、これまでの経験から、自己肯定感が低くなったり、学習意欲が低下したりするために、生徒自身や保護者、教員も困ってしまうケースも少なくない実態があります。

そのため、高等学校における通級による指導も、指導内容は障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導、つまり自立活動が指導の内容です。

高等学校を卒業するまでに、自立と社会参加に向けて必要な力をつけ、将来の進路選択に前向きになることなどをめざして、兵庫県でも9校の実践研究校を指定し、高等学校における通級による指導が始まっています。

【平成30年度 実践研究指定校】

県立宝塚西高等学校	県立西宮香風高等学校	県立阪神昆陽高等学校
県立氷上西高等学校	県立篠山産業高等学校	県立西脇北高等学校
県立伊和高等学校	県立村岡高等学校	県立但馬農業高等学校

3 特別支援学級担任のために …

(1) 特別支援学級

Q17 特別支援学級の種別について教えてください。

A 児童生徒が学ぶ場として、小学校・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、そして特別支援学校といった「多様な学びの場」が用意されています。

特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象とする学級で、学校教育法の一部改正（平成 18 年 6 月）により、「特殊学級」から名称が改められました。

学校教育法 第 81 条 第 2 項においては、

「 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」

と示されています。

なお、「その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」としては、これまで言語障害、自閉症・情緒障害の学級が設けられています。

関連サイト：●文科省「特別支援学級及び通級指導に関する規定」



http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1285860.htm



3 特別支援学級担任のために …

(2) 特別支援学級の対象

Q18 特別支援学級の対象児童生徒について教えてください。

A 特別支援学級の対象児童生徒については、学校教育法 第81条第2項の規定においては、

「特別支援学級を置く場合には、以下に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象としています。」

と示されています。また、文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月）及び教育支援資料（平成25年10月）において、以下のとおり示されています。

【 障害の種類及び程度 】

障害の種類	障 害 の 程 度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

関連サイト：●文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm



3 特別支援学級担任のために …

(2) 特別支援学級の対象

Q19 特別支援学級への就学について教えてください。

A 障害のある児童生徒などの就学先の決定にあたっての基本的な考え方は、①その児童生徒の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする、②可能な限り障害のある児童生徒などが、障害のない児童生徒などと共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じるということです。

そして、今後も教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な学びの場を充実させることが求められています。また、就学時に決定した学びの場は、固定したものではなく、柔軟に転学ができることなどについて、保護者に十分な情報提供と共通理解を図っていくことが重要です。

障害の判断にあたっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員などによる観察や検査、専門医による診断などに基づき、教育学、医学、心理学などの観点から、総合的かつ慎重に行う必要があります。

市町教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所などの関係機関との連携などを通じて、障害のある児童生徒及びその保護者に対して、就学に関する手続などについて、十分な情報提供を行うことが必要です。また、最終的な就学先を決定する際には、十分な時間的余裕をもって、その保護者及び教育学、医学、心理学、その他の障害のある児童生徒などの就学に関する専門的知識を有する者などの意見聴取を行います。本人、保護者の意見については、可能な限り意向を尊重しなければなりません。

関連サイト： ●文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q20 弱視（視覚障害）のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 弱視（視覚障害）とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、見えにくかったり、全く見えなかったりする状態をいいます。

特別支援学級では …

弱視レンズの活用、拡大文字教材の使用、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器の活用、照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導しています。また、各教科、特別の教科道徳、特別活動などにおいて、視覚によってものを認識する力を高める指導なども行っています。

1 各教科等の指導にあたって配慮すること

- (1) 経験や体験を通して主体的な活動を展開し、的確な概念の形成を育成します。
- (2) 触覚や聴覚からの情報を活用し、全体像を把握してから細部の理解への指導を行います。
- (3) 点字使用の場合も、漢字・漢語の基本の指導も実施します。
- (4) 概念やイメージがつくりにくい場合は、模型やモデルを活用し、言語的な理解の工夫を行います。
- (5) 情報機器を活用し、情報の不足を補います。
- (6) 見えやすい環境整備に努め、本人の見る力の育成を図ります。
- (7) 自立活動の指導にあたって、下記のようなことに配慮します。

ア 「予測と確かめ」の技能を習得します。

イ 獲得された「予測と確かめ」の技能を有効に活用するとともに、他の行動へ応用します。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

第
1
章

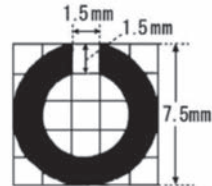
第
2
章

第
3
章

第
4
章

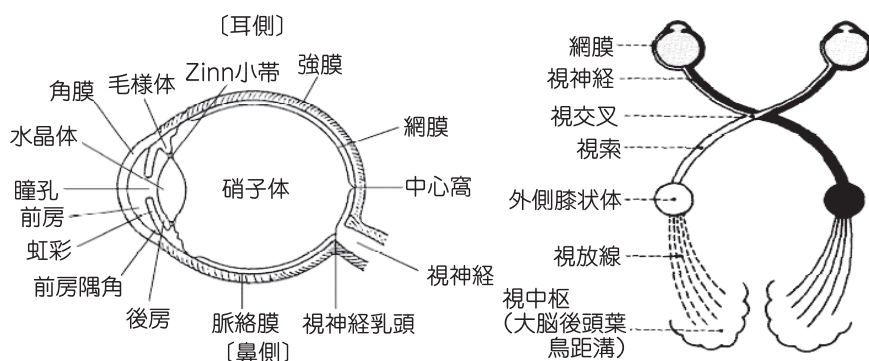
参
考
資
料

2 視覚障害の分類

視力障害	視力とは、ものの形などを見分ける力です。視力を測定するためには、ランドルト環を指標として用い、0.01 より低い視力は数値で表せません。 明暗もわからず、視力が全くない状態を「光覚なし」といい、視力は0です。 また、明るい暗いかわ、かろうじてわかる状態を「光覚（弁）」、眼前で動かした手の動きがわかる状態を「手動（弁）」、目の前の指の数がわかる状態を「指数（弁）」といいます。	 【ランドルト環】
視野障害	視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右などの各方面が見える範囲です。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを「求心性視野狭窄」といいます。 逆に、周囲は見えて、中心部だけが見えない場合を、「中心暗転」といいます。	
光覚障害	光覚とは、光の明るさを認識する感覚です。光覚障害には、「暗順応障害」と「明順応障害」があります。「暗順応障害」では、うす暗い光の中で目が慣れるのに著しく時間がかかります。「明順応障害」は、明るいところで目が慣れにくく、見えにくくなります。	

3 視覚障害の原因

視覚障害は、眼球（下図左）及び視路（下図右：視神経から大脳視覚中枢までを含む。）で構成されている視覚機構のいずれかの部分の障害によって起こります。



国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本（新訂版）」より

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q21 難聴（聴覚障害）のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 聴覚障害とは、音が耳介から大脳の第一次聴覚野に至るまでの経路の、どこかの部位に障害が生じている状態をいいます。

特別支援学級では …

障害の程度が軽度の子どもたちに対しては、特別支援学級や通級による指導において、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導を行っています。また、抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行っています。必要に応じて、通常の学級でも学習し、子どもの可能性の伸長に努めています。

1 各教科等の指導にあたって配慮すること

- (1) 体験的な活動を通じて言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じて思考力の育成に努めます。
- (2) 児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫します。
- (3) 授業の進め方を工夫するとともに、視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコンピュータなどの情報機器を効果的に活用して、指導の効果を高めるように努めます。
- (4) 自立活動の指導にあたっては、下記のことに配慮します。
 - ア 手話や指文字など、聴覚以外の感覚を適切に活用できる力を養います。
 - イ 生活の様々な機会を通して、視覚情報と言葉を対応させ、動きや概念などを表す言葉の力を高めます。

2 聴覚障害の理解

聴覚障害を理解する上で重要な課題が二つあります。

一つ目の課題は、コミュニケーションに関することです。聴覚障害は、音や音声がかたがたに聞こえにくい障害であることから、音声言語のコミュニケーションが進みにくいことを理解するのは重要です。コミュニケーション力の向上や社会参加に向け、聴覚だけでなく、視覚やその他の多くの感覚を活用したかわりが大切です。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

二つ目の課題は、本人や周囲の人々の障害に対する意識や態度の形成に関することです。聞こえにくい子どもの保護者の大半は、自分自身が聞こえにくい経験がないと推察されます。聴覚障害への適切な理解とともに、発達や学習の支援が可能になるよう、保護者の障害に対する意識や態度への働きかけが大切です。子どもたちは、保護者や地域の人々との適切なかかわりの中で自己意識を発達させていきます。

3 指文字と手話

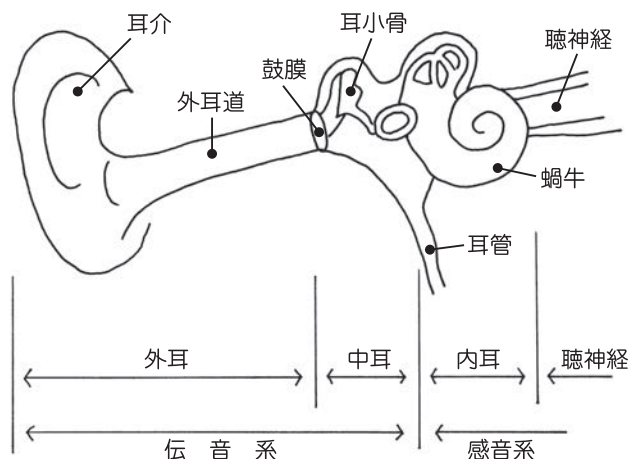
指文字は、一つ一つ手指の形で日本語の音を表し、正しい日本語の習得にも効果があるといわれています。手話は、ものの形や動き、字の形や状態などの特徴をとらえて、顔の表情とともに手の形や動き、位置、向きなどによって意味を表す言葉です。指文字が音を表すのに対し、手話は手の形が意味を表しています。

4 障害部位による分類

耳介から鼓膜までを外耳、鼓膜の奥にある耳小骨から蝸牛までを中耳、蝸牛から聴神経までを内耳といいます。

耳小骨までの間に音の伝達を妨げる要因がある場合は「伝音難聴」、蝸牛から後の部分に音の伝達を妨げる要因がある場合は「感音難聴」といいます。聴覚に障害があると、周囲の音や音声は聞こえていたとしても、微妙な聞き分けができません。そのため、「何かを言われているのはわかるけれど、なんと言われているのかわからない」といったように、言葉の意味や理解が困難になります。

【 感覚器官 】



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

5 補聴器と人工内耳

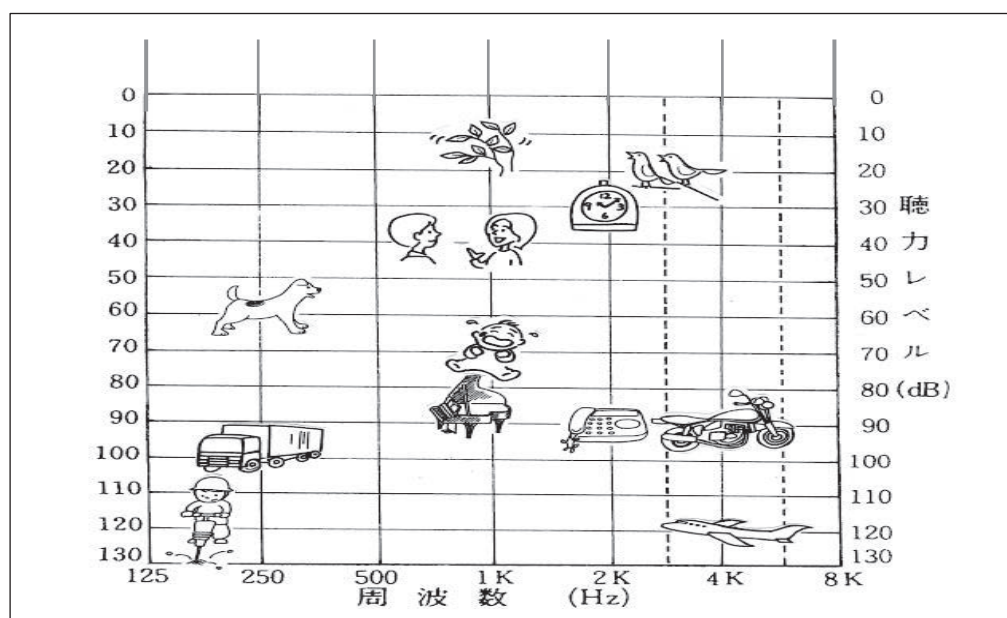
補聴器は、「両耳あるいは片耳の難聴の方」が適用となり、「伝音難聴・感音難聴の方」が対象となります。人工内耳の場合は、「補聴器の効果がないか、あるいは極めて少ない高度難聴の方」が対象となります。

刺激は、補聴器が「音刺激」であるのに対して、人工内耳は「電気刺激」です。補聴器は「音」がまず鼓膜に達しますが、人工内耳は、埋め込んだ「電極」が内耳の神経を直接刺激します。

6 聴力レベルとそれに対応する音のおおよその大きさを図で表したものを「オーディオグラム」といい、下記のとおりです。

健聴者が聞こえる最も小さい音が0デシベル(dB)です。20 デシベル(dB)程度が正常な聞こえとなり、40 デシベル(dB)以下が軽度難聴、70 デシベル(dB)以下が中等度難聴、90 デシベル(dB)以下が高度難聴、90 デシベル(dB)以上が重度難聴となります。

【 オーディオグラム 】



国立特別支援教育総合研究所「聴覚障害教育Q&A50」より

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q22 知的障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 知的障害とは、記憶や推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

特別支援学級では …

必要に応じて、特別支援学校の教育内容などを参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容などを指導しています。小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などを指導しています。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導しています。

1 実態把握

障害の状態、学校生活における支援や配慮の必要性について、①知的機能、②身辺自立、③社会生活能力などの状態、必要に応じて、④運動機能、⑤生育歴及び家庭環境、⑥学力などについて検査や聞き取りを行い、実態を把握する必要があります。

知的障害のほか、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害を併せ有している場合は、適応行動の困難性が増加することが多くなります。そのため、他の障害を併せ有する場合は、その状態などを十分に考慮して、検査などの結果を解釈することが大切です。

2 障害による学習上の特性

- (1) 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことが多いです。
- (2) 達成感や成就感が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組もうとする意欲が十分に育っていないことが多いです。
- (3) 抽象的な指導内容よりは、実際の・具体的な指導内容が効果的です。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

3 各教科等の指導にあたって配慮すること

- (1) 児童生徒の実態などに即した指導内容を選択し、組織します。
- (2) 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などをわかりやすく工夫します。
- (3) 望ましい社会生活を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣を身につけさせます。
- (4) 系統的なキャリア教育を重視し、将来の生活に必要な基礎的な知識や技能の習得に努めます。
- (5) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、日々の暮らしの中で生きて働く力を育成します。
- (6) 生活の課題に即した多様な生活経験を通して、日々の生活の質を高めます。
- (7) 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具などを工夫するとともに、目的が達成しやすいように段階的な指導を行うなど、児童生徒の学習活動への意欲や態度を育てます。
- (8) できる限り児童生徒の成功経験を豊かにするとともに、自発的・自主的な活動を大切にしながら、主体的な活動を育成します。
- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割を得られるように工夫し、その活動を遂行できるようにします。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の不均等な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて、適切な指導や必要な支援を行います。
- (11) 自立活動の指導にあたっては、下記のことに配慮します。
 - ア 対人関係における緊張や困難さに対応した指導を工夫します。
 - イ 日常生活場面の経験不足を考慮し、興味・関心をもてる内容を工夫したり、課題を設定したりします。

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q23 肢体不自由のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活の動作が困難な状態をいいます。
医学的には、発生原因に関係なく、四肢体幹に永続的な障害があるものを肢体不自由といいます。

特別支援学級では …

各教科、特別の教科道徳、特別活動のほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導なども行っています。また、各教科や給食など様々な学習や体験を通じて、通常学級との交流及び共同学習を積極的に行っています。

- 1 各教科等の指導にあたって配慮すること
 - (1) 発達段階や特別な指導の必要性などについて、医学的側面からの把握だけではなく、心理学的、教育学の側面からも十分に把握することが必要です。
 - (2) 起因疾患や障害の程度などが多様であるため、一人一人の障害の状態に応じて、必要な資料を作成することが大切です。
 - (3) 指導にあたっては、コンピュータなどの情報機器を有効に活用して指導の効果を高めます。
 - (4) 自立活動の指導にあたっては、下記のことには配慮します。
 - ア 運動・動作に伴う筋の収縮・伸張、関節の屈曲・伸展など、その制限や偏りに配慮し、身体の動きや体位を調整できる力を身につけられるよう工夫します。
 - イ 移動など、障害に伴う困難さを自ら改善し得たという成就感がもてるよう、必要な力を養います。
 - ウ 個に応じた手段を工夫し、他者とのコミュニケーションによる成功体験を豊かにします。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

2 実態把握

(1) 医学的側面からの把握

既往・生育歴	出生月齢、出生時体重、出生時の状態、保育器の使用、生後哺乳力、生後4週間以内のけいれん発作と高熱疾患、障害の発見 など
乳幼児期の発達状況	頸の座り、座位保持、寝返り、這うこと、立位保持、ひとり歩き、物の握り、物のつまみ など
情報の把握	医療機関、幼稚園 など
その他	家族構成、就学前の療育歴 など

(2) 心理学的、教育学的側面からの把握

身体健康と安全	睡眠、覚醒、食事、排泄などの生活のリズムや健康状態 など
姿勢	遊びや食事の際の、身体の状態が安定する姿勢のとり方、休息の必要性や程度 など
基本的な生活習慣の形成	食事、排泄、衣服の着脱などの基本的な生活習慣に関すること
作業能力	手の運動能力（粗大運動、道具などの操作性、手指の巧緻性など）、書写能力（文字の大きさ、速度、補助用具使用の必要性）など
意思の伝達能力	言語による一般的理解、コミュニケーションの手段としての補助的手段などの必要性 など
感覚機能の発達	視覚、聴覚などの状態、視知覚（目と手の協応動作、図と地の知覚、空間認知など）の状況 など
知能の発達	認識力の発達（色・形・大きさの弁別、空間の位置関係、時間・言葉・数量の概念）など
情緒の安定	多動や自傷の行動、集中力 など
社会性の発達	対人関係、社会生活経験、興味・関心、保護者の養育態度 など

(3) 総合的側面からの把握

総合的側面	障害の受容と自己理解の程度
	自分の可能性を生かす能力や自立への意欲
	対人関係
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q24 病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 病弱とは、慢性疾患などのため、継続して医療や生活規制を必要とする状態をいいます。また、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため、継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

特別支援学級では …

入院中の子どものために設置された病院内の学級では、退院後に元の学校に戻ることが多いため、元の学校と連携を図りながら各教科等の学習を進めています。教科学習以外にも、特別支援学校と同様に、身体面や心理面の健康維持や改善を図る学習も行っています。

小学校・中学校の特別支援学級では、通常の学級とほぼ同様の授業時数を定め、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮しながら、各教科等の指導を行っています。家庭などとの連携を密にし、健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導も行っています。

1 病弱教育の意義

病弱教育では、病気の自己管理能力を育成することが重要な指導事項の一つです。病弱の児童生徒にとって必要な生活規制とは、他人からの規制ではなく、「生活の自己管理」と考えることが大切です。

「生活の自己管理」をする力とは、運動や安静、食事などの日常の諸活動において、①必要な服薬を守る力、②自身の病気や障害の特性などを理解した上で、心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力（自己選択・自己決定力）、③必要なときに、必要な支援・援助を求めることができる力などを意味します。

2 各教科等の指導にあたって配慮すること

(1) 発達段階からみた心理面に関する課題への配慮

入院や治療のため、学校を欠席しがちになると、学習に遅れが出たり、学級内で孤立したりすることがあります。その結果、仲間か

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

ら取り残されるといった恐怖感や不安感が高まります。また、病院という隔離された環境の中で、長期間入院する場合、経験不足に陥ったり、仲間関係や社会適応の構築が未発達になったりすることもあります。

思春期は、心身の成長や発達が著しい時期です。心理的には親から独立して自我同一性を求め、社会性を身につけて成人期の基礎を養う時期です。この時期には、例えば、理想的な自分のイメージと現実の自分の容姿や能力を比較することで劣等感をもつなど、様々な葛藤が起きやすい時期です。心理面においても、複雑な課題をもつ時期であるので、行動や身体面の変化の背景にあるこれらの課題に関しても、十分に配慮して指導にあたる必要があります。

(2) 病気の自己管理への支援についての配慮

慢性疾患の治療の場合は、入院中はもちろん、退院後も継続治療を行ったり、生活規則を必要としたりしながら生活することになります。そこで、家族や友人、医療者などの患者の周辺にいる様々な人々からの精神的・社会的な支え、すなわちソーシャル・サポートが重要となります。

慢性疾患に対する自己管理は、病状の悪化を防ぐばかりでなく、主体的な社会参加を促すためにも重要です。病気の知識・理解、生活様式の理解、技能習得、ライフスタイルの修正、新しい生活習慣の獲得などが大切です。そして、それらを継続していくためには、自己効力感や自尊感情を高めていくことが重要です。

(3) 社会性を高めることへの配慮

いったん就労した後の離職の原因の一つとして、社会性の未熟さがあります。学校においては、生徒会活動などの集団活動や就業体験などの体験学習が、社会性を高めるための大きな役割を果たしています。対人関係を含め、社会常識を身につけさせるなど、社会性を高めるための支援が重要です。

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q25 言語障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、①話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況、②本人が引け目を感じるなど、社会生活上、不都合な状態であることをいいます。

特別支援学級では …

子どもの興味・関心に即した自由な遊びや会話などを通して、教師との好ましい人間関係をつくり、子どもの気持ちをときほぐしながら、それぞれのペースに合わせて正しい発音や自然に話す方法を指導しています。個別指導が中心になりますが、時にはグループ別指導も組み入れて、楽しみながら学習しています。

また、それらの学習を通して身につけたことを、生活の中で定着させるように努めています。通常の学級や家庭でのかわりか重要なことから、担任や保護者との連携・協力を図っています。

1 各教科等の指導にあたって配慮すること

言語障害は、言葉に課題がある児童生徒に対し、単に、治療したり、訓練したり、教育したりすることで解決するものではないという側面があります。話し手だけでなく、聞き手に課題があれば、コミュニケーションは成立しません。そのため、言語障害は、コミュニケーションの障害としての側面を強くもっています。

話したいことが相手に伝わらなかったり、周囲に違和感を与え、そのことを指摘されたりすることなどが繰り返されることで、本人の話す意欲が損なわれることがあります。また、健全な成長や発達に不都合が生じることが少なくありません。

言語障害のある児童生徒の教育は、言語機能障害の改善・克服だけでなく、本人の内面性に対する深い洞察が重要な指導の基本になります。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

2 器質的又は機能的な構音障害（口蓋裂、学習上の発音の誤りなど）の誤り方の特徴

(1) 置換

「さかな」([sakana]) を「たかな」([takana]) と間違えるように、ある音が他の音に置き換わって発音するタイプです。

(2) 省略

「ラッパ」([rappa]) を「アッパ」([appa]) などと発音するように、必要な音を省略して発音するタイプです。

(3) ひずみ

ある音が不正確に発音されている状態で、日本語にない音として発音されます。音声記号で表すことは難しく、「[ta] と [ka] の中間」などの場合があります。

3 吃音とは、自分で話したい内容が明確であるにもかかわらず、また構音器官のまひなどが無いにもかかわらず、話そうとするときに、①同じ音の繰り返し、②引き伸ばし、③声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態をいいます。

さらに、吃音の問題として、流暢に話せないことを予期し、話すことに不安を抱き、回避するといったことも挙げられます。指導・支援としては、①話し方を改善する、②吃音の症状をうまくコントロールする、③吃音症状があっても、コミュニケーション意欲や表現力を高める、④自分に自信をつける、⑤自己肯定感を高めるなどが大切です。さらに、周囲の人々への理解や啓発なども含めて、多面的に行うことが大切です。



関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q26 情緒障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 情緒障害とは、自分の意思ではコントロールできないこと（情緒の現れ方が偏っていたり、激しかったりする状態）が継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

特別支援学級では …

情緒障害教育では、自閉症などと、心因性の選択性かん黙などのある子どもを対象としています。

自閉症などの子どもについては、言語の理解と使用について指導しています。また、場に応じた適切な行動や、対人関係の形成、生活に必要なルールなどに関することを指導しています。

心因性の選択性かん黙などがある子どもについては、安心できる雰囲気の中で、情緒の安定や集団参加に関することを指導しています。

基本的には、通常の学級と同じ教科等を学習しています。

1 各教科等の指導にあたって配慮すること

情緒の安定を図り、円滑に集団適応できるようにするために、①基本的な生活習慣の確立、②適切な意思の交換、③円滑な対人関係を築く方法の習得、④基礎的・基本的な学習の習得など、個々の児童生徒によって指導内容・方法が異なることに留意します。

2 主に心理的な要因による情緒障害のある児童生徒の状態（例）

- (1) 食事の問題（拒食、過食、異食 など）
- (2) 睡眠の問題（不眠、不規則な睡眠習慣 など）
- (3) 排泄の問題（夜尿、失禁 など）
- (4) 神経性習癖の問題（チック、髪いじり、爪かみ など）
- (5) 対人関係の問題（引っ込み思案、孤立、不人気、いじめ など）
- (6) 学業不振
- (7) 不登校 など

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

3 情緒障害で見られる行動上の問題

(1) 内向性の行動上の問題

周囲から介入しない限り、周囲に迷惑や支障を生じないもので、①話さない（かん黙）、②集団行動・社会的行動をしない、③不登校、④ひきこもりなどの状態で現れます。また、①指しゃぶりや爪かみなどの習癖、②身体を前後に揺らし続けるなどの同じパターンの行動の反復（常同行動）、③自分の髪の毛を抜く（抜毛）など、その多くは単なる習慣性の癖と考えますが、られるもので長期間頻回に続く、学校での学習や集団行動に支障が生じ場合には、情緒障害としてとらえられます。

(2) 外向性の行動上の問題

攻撃性を示すものが多く、①離席、②教室からの抜けだし、③集団逸脱行動、④反抗、⑤暴言、⑥暴力、⑦反社会的行動、⑧非行、⑨性的逸脱行為などの状態で現れます。その攻撃性が自分に向かった場合は、自傷行為となります。青年期女子に多い手首を刃物で傷つける手首自傷（リストカット）も、外向性の行動上の問題に含めています。

4 選択性かん黙

選択性かん黙とは、一般に、発声器官などに明らかな器質的・機能的な障害はありませんが、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業などに支障がある状態をいいます。選択性かん黙は、コミュニケーション能力の発達に軽微な問題がある場合が多いことに留意が必要です。

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q27 自閉症のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 文部科学省では、
「自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。」

と、定義しています。

① 他人との社会的関係の形成の困難さ

身振りや他者の表情から、他者の気持ちを読み取ることに困難さがあり、他者とのかかわりが一方的だったり、他者と興味や関心を共有することに難しさが見られたりします。

② 言葉の発達の遅れ

話すことができるようになっても、エコラリア（他者が発した言葉をそのまま繰り返すこと）が多く見られます。含みのある言葉の本当の意味がわからないために、字義どおりに受け止めてしまうことがあります。また、身振りや表情などで他者に意思伝達することにも難しさがあります。

③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわる

電話帳や時刻表を好むなど、特定の対象に強い興味を示したり、日課や物の配置、道順がいつも同じなど、特定の習慣にこだわったりします。また、手や指をひらひらさせたり、身体を前後に揺すったりするなど、常同的で反復的な行動が見られます。

その他、感覚面の過敏または鈍麻があります。

特定の人や教室の音に恐怖を示す反面、多くの人や音が不快と感じる、ガラスを爪でひっかいた音には平気でいられるというような、聴覚的な過敏や鈍麻があることがあります。また、人に触られることを極端に嫌がるという、触覚的な過敏さもあることがあります。

また、けがをしても痛みを感じていないように見える場合があり、痛みなどの感覚に鈍麻があることがあります。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

また、イギリスの精神科医ローナ・ウイングは、自閉症を次の4つのタイプに分類することで、社会的相互交渉の多様性が説明しやすいと述べています。

孤立群	他者が存在しないように振る舞います。同世代の仲間には無関心だったり、警戒したりします。家族以外の子どもと協力的なやりとりをすることが、あまりありません。他者に興味を示したり、同情したりする様子が見られません。小さい子どもに一番多いタイプです。
受動群	他者の接触を受入れ、他者を避けはしませんが、自分から人との交わりを始めようとしません。
「積極・奇異」群	他者に活発に近づこうとします。同年代ではなく世話をしてくれる人に対して、とりわけ何かを要求するときや自分の関心事を独特の一方通行で延々と述べるときにそうします。
「形式張った大仰な」群	過度に礼儀正しく、堅苦しい振る舞いを見せます。このタイプは、青年期後期から成人期になるまでは見られず、能力が高く良好な言語レベルの人に現れます。

国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本（新訂版）」より

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

1 指導にあたって配慮すること

(1) 学習場面での指導・支援

自閉症のある児童生徒は、学習面に様々な困難さが認められます。その一方で、得意な面も存在し、児童生徒の学習の動機付けになるために、それを伸ばす指導も必要です。

自閉症の基本的な特性を踏まえた上で、個々の発達段階や実態などに合わせて指導方法を工夫することが大切です。

主な様子	対 応 例
既習の学習内容を活用・応用したり、複数の事柄を組み合わせ理解したりすることが難しいです。	・ 学習の目的を明確に示します。 ・ 具体的なレベル → 抽象的なレベルへ ・ 視覚支援を有効に活用します。 ・ 板書、ワークシートを工夫します。
粗大運動面（身体の動きがぎこちない）や微細運動面（はさみやリコーダーなどの操作）に不器用さがあります。	・ 児童生徒が使用しやすい用具を工夫します。 ・ 用具の使用方法を指導し、苦手意識を軽減します。 ・ 自立活動に位置付けて指導します。
学習の進行状況や内容が理解の不十分さがあり、活動が進みにくいです。	・ 学習に向かう基本的な約束事（着席する、話し手の方を向く、挙手して発言する、学習に必要な用具を準備するなど）を指導します。 ・ 具体物や絵カード、活動の手順、チェック表などを活用して、約束事の意味を理解できるよう工夫します。 ・ 具体的な言葉かけをします。 ・ 得意な面を動機付けにします。

(2) コミュニケーション面への指導・支援

自閉症のある児童生徒は、相手の立場にたって物事を考えることは苦手です。悪気はないのに、思ったことをそのまま言うことで、トラブルや誤解を招くことがあります。

他者とのかかわりに関するルールや行動を学ぶことは、社会自立に向けて重要なことです。そのため、他者とのかかわりに関する指導は、問題が起こった時に適宜指導します。また、コミック会話やロールプレイ、劇など、特別に場を設定して指導します。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

自閉症のある児童生徒には、実物や絵カード、写真、文字などの視覚的手がかりを用いることが有効とされています。しかし、視覚的手がかりを用いれば、言葉を伴う働きかけをしなくてもよいということではありません。視覚的な手がかりは目的ではなく、個々の児童生徒の困難さを補うためのものであり、言語理解の状態に応じて、端的かつ具体的な言葉がけをすることが大切です。

児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮した上で、視覚的な手がかりを活用して、抽象的な概念や複数の意味を結びつけて理解できるように指導します。また、自分の体験したことを言語化して、自分の感情を振り返らせる指導なども大切です。

自閉症のある児童生徒の他者に対する関心や関係性は、周囲の人々が適切な働きかけを行うことにより、広がっていきます。そのため、自閉症のある児童生徒に、他者とのかかわるための方法を習得させるだけでなく、周囲の人々も相互作用の観点から指導の在り方を考えていくことが大切です。

(3) その他

自閉症の障害特性に対して不適切な対応が重なると、二次的障害として強度行動障害にいたる場合があります。

強度行動障害とは、激しい不安や興奮、混乱の中で、攻撃、自傷、多動、固執、不眠、拒食、脅迫など、行動上の問題が強く頻繁に現れ、日常生活において困難が生じます。

そのため、教師が自閉症の障害特性と、行動の背景や意味を正しく理解し、自閉症のある児童生徒が落ち着いて生活できる環境づくりに努めることが大切です。

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

コラム3

一人一人を大切にした指導・支援

特別支援学級の児童生徒は、障害の診断名や障害種別が同じであっても、そこに在籍する児童生徒の特性は一人一人異なります。また、複数の障害を併せ有する場合があります。例えば、「知的障害学級」に在籍しているから、知的障害のある児童生徒への指導・支援だけをしていればよいというわけではありません。

知的障害学級に在籍し、知的障害とその他の障害を併せ有する場合があります。それは、他の種別の学級でも同様です。

特別支援学校学習指導要領解説 総則編（平成30年3月）には、
「重複障害者とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有するものを指している。」
と示されています。

さらに、教育課程を編成する上で、指導上の必要性がある場合には、必ずしもこれに限定される必要は無く、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合にも、含めて考えてよいとされています。

指導・支援の第一歩は、まず診断名を見る、障害種別を知ることではなく、児童生徒が、どのようなことが困難で、どのような支援が必要なのか、また、得意なことを把握し、それを生かす指導・支援を考えることです。障害の状態や、学習状況等、一人一人に応じた指導・支援が大切です。



関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



コラム4

自閉症スペクトラムとは…

自閉症スペクトラム障害とは、DSM-5（アメリカ精神医学会による精神疾患の診断と統計マニュアル）による障害名です。

平成26年、日本精神神経学会により、日本語版「精神疾患の分類と診断の手引」が出版されました。「自閉スペクトラム症」「自閉症スペクトラム」などの表記は和訳による違いであり、全て同意であるといえます。また、英語の Autism Spectrum Disorder の頭文字から、ASD と表記することもあります。

自閉症に関連する障害名はいろいろあり、「広汎性発達障害」「自閉性障害」「アスペルガー障害」などいろいろあります。これは、DSM-5が出版される以前に用いられた診断基準で出された診断名です。これらは、DSM-5を診断基準とした場合は、すべて「自閉症スペクトラム障害」に統合して診断され、全く別のものということではありません。ただ、診断する医師が、どの診断基準を用いるかによって、障害名も異なってしまふことがあります。

スペクトラム (Spectrum) とは、「連続体」という意味があります。どこからが障害で、どこからが障害でないという線引きの判断は難しいです。しかし、障害の重症度については、DSM-5には、3つのレベルで水準が定められています。

【 障害の重症度 】

レベル1	レベル2	レベル3
支援を要する	十分な支援を要する	非常に十分な支援を要する

関連サイト：●厚生労働省 「みんなのメンタルヘルス 発達障害」



http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_develop.html



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q28 カリキュラム・マネジメントについて教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）解説においては、「カリキュラム・マネジメント」とは、
「児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を、教科等横断的な視点で組み立てていくこと。教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。」と示されています。

また、「カリキュラム・マネジメント」を進める側面として、
「学校の教育活動の質の向上を図るためには、校長の方針の下に、校務分掌に基づき、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うことが必要です。そして、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要です。

- (1) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を、教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- (2) 教育課程の実施状況を評価して、その改善を図っていくこと。
- (3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくこと。

と整理されています。また、特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説においては、

- (4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと。」

が上記に加えられ、個別の指導計画との関連づけについて明記されています。

関連サイト：●文科省「学習指導要領等」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new*cs/1384661.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q29 特別支援学級と通常の学級の教育課程の違いを教えてください。

A 特別支援学級は、小学校・中学校の学級の一つです。そのため、通常の学級と同様に、学校教育法の目的や目標を達成するものでなければなりません。ただし、対象となる児童生徒の障害の種類や程度などによっては、小学校・中学校の教育課程をそのまま適用することが適当でないことがあります。

そこで、特別支援学級の児童生徒に対しては、小学校・中学校の教育課程の定めにかかわらず、学校教育法施行規則 第138条では、「特別の教育課程によることができる」となっています。

小学校・中学校学習指導要領（平成29年3月公示）解説においては、特別支援学級における特別の教育課程とは、

「1 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章に示す自立活動を取り入れること。

2 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、※1知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。」

と示されています。

特別の教育課程の規定を参考に実施する場合には、保護者などに説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保する観点から、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成を工夫したりすることが大切です。

なお、学校教育法施行規則 第126条、第127条に基づき、特別支援学級の教育課程は、知的障害の有無によって次のとおり編成します。

3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

【 特別支援学級の教育課程 】

<小学校>

区 分		第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
各 教 科	国語	国語	国語	国語
	社会		社会	社会
	算数	算数	算数	算数
	理科		理科	理科
	生活	生活		
	音楽	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作	図画工作
	家庭	家庭	家庭	家庭
	体育	体育	体育	体育
	外国語			外国語
特別の教科 道徳		特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
外国語活動			外国語活動	
総合的な学習の時間			総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動		特別活動	特別活動	特別活動
自立活動		自立活動	自立活動	自立活動

<中学校>

区 分		第1・2・3学年
各 教 科	国語	国語
	社会	社会
	数学	数学
	理科	理科
	音楽	音楽
	美術	美術
	保健体育	保健体育
	技術・家庭	技術・家庭
	外国語	外国語
特別の教科 道徳		特別の教科 道徳
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間
特別活動		特別活動
自立活動		自立活動

※1 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

<小学校>

区 分		第1・2学年	第3～6学年
各 教 科	生活	生活	
	国語	国語	
	算数	算数	
	音楽	音楽	
	図画工作	図画工作	
	体育	体育	
特別の教科 道徳		特別の教科 道徳	
外国語活動			外国語活動※2
特別活動		特別活動	
自立活動		自立活動	

<中学校>

区 分		第1・2・3学年
各 教 科	国語	国語
	社会	社会
	数学	数学
	理科	理科
	音楽	音楽
	美術	美術
	保健体育	保健体育
	職業・家庭	技術・家庭
	外国語	外国語※3
特別の教科 道徳		特別の教科 道徳
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間
特別活動		特別活動
自立活動		自立活動

※2、※3 必要に応じて設けることができる。

関連サイト：●文科省「学習指導要領等」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

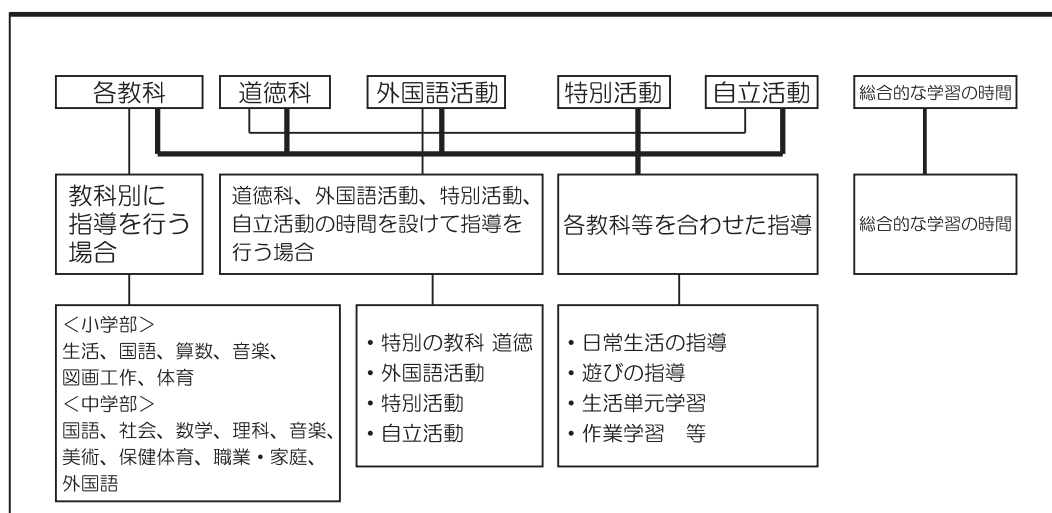
Q30 「各教科等を合わせた指導」について教えてください。

A 「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などを、「各教科等を合わせた指導」と呼んでいます。

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的です。そのため、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などを、「各教科等を合わせた指導」として実践しています。

「各教科等を合わせた指導」は、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、自立活動、外国語活動（小学部）の一部又は全部を合わせることができます。

【 特別支援学校（知的障害）の教育課程の構造 】



知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学級においても、これに準じて実施することができます。

3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

- 1 学校教育法施行規則 第130条 第2項においては、「各教科等を合わせた指導」を行う法的根拠として、
「 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び、自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と示されています。
- 2 指導にあたって配慮すること
 - (1) 特別支援学校学習指導要領（平成29年4月公示） 第1章 第4節の1においては、
「ア 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
イ 児童生徒が、各教科等の特質に応じた見方・考え方ができるよう工夫する。
ウ 児童生徒が、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えたりできる活動を工夫する。
エ 児童生徒が、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりできる過程を重視した学習の充実を図る。」と示されています。
 - (2) 各教科等で育成をめざす資質・能力を明確にした上で、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を行います。そして、カリキュラム・マネジメントの視点に基づき、「計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)」していくことが必要です。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q31 「日常生活の指導」について教えてください。

A 「日常生活の指導」は、日常生活の諸活動について、知的障害の状態や学習状況、生活年齢、経験などを踏まえながら、児童生徒の日常生活を充実させ、高めるように計画的に行う指導です。

「日常生活の指導」は、生活科を中心として、特別活動の学級活動など、広範囲に各教科等の内容を扱います。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔などの基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容です。

特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説 各教科等編においては、「日常生活の指導」にあたって考慮することとして、

- 「1 日常生活や学習の自然な流れに沿って、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組みます。
- 2 毎日反復して行い、繰り返しながら取り組むことで習慣化し、発展的な内容を取り扱います。
- 3 できつつあることや意欲的な面を考慮して、適切な支援を行います。また、課題を細分化して段階的な指導を行います。
- 4 指導場面や集団の大きさなどを考慮し、効果的に指導を行います。
- 5 学校と家庭等が連携を図り、双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図ります。」

と示されています。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q32 「遊びの指導」について教えてください。

A 「遊びの指導」は、遊びを学習の中心にして、①身体活動を活発にする、②仲間とのかかわりを促す、③意欲的な活動を育む、④心身の発達を促すなど、総合的に行う指導です。

「遊びの指導」では、生活科や体育科など、各教科等にかかわる広範囲の内容を扱います。場や遊具などが限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むことができます。また、期間や時間設定、題材、集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった、比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定して取り組むことができます。

特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説 各教科等編においては、「遊びの指導」にあたって考慮することとして、

- 「1 児童が、意欲的、主体的に遊ぼうとする環境を設定します。
- 2 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫します。
- 3 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど、児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定します。
- 4 遊びをできる限り制限せず、児童の健康面や衛生面に配慮し、安全に遊べる場や遊具を設定します。
- 5 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、遊びの楽しさを味わえるようにします。」と示されています。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q33 「生活単元学習」について教えてください。

A 「生活単元学習」は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりする学習です。その際、実際の生活で取り上げられる目標や課題に沿って、学習活動を組織することが大切です。一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実践的・総合的に学習できるようにします。そのため、広範囲に各教科等の目標や内容を扱います。

特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説 各教科等編においては、「生活単元学習」にあたって考慮することとして、

- 「1 実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等、興味・関心を踏まえたもので、個人差の大きい集団にも適合するもの」とします。
- 2 ①知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性等の育成、③生活上の望ましい態度・習慣の形成等がなされるもので、身に付けた内容が現在や将来の生活に生かされるもの」とします。
- 3 児童生徒が目標と見通しをもって、意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決意欲等を育む活動を含んだもの」とします。
- 4 一人一人の児童生徒が力を発揮して主体的に取り組み、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で協働して取り組めるもの」とします。
- 5 各単元において児童生徒の目標や課題の達成、解決に必要な活動で組織され、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるもの」とします。
- 6 各教科等に係る見方・考え方を生かすことのできる内容を含み、児童生徒が多種多様な意義のある経験ができるようにします。」と示されています。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(4) 教育課程の編成

Q34 「作業学習」について教えてください。

A 「作業学習」は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。そのため、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことが重要です。

実施にあたっては、特別支援学校中学部の職業・家庭科の目標及び内容を参考に取り組みます。作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、印刷、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客など多種多様です。生徒が自立と社会参加を果たす社会の動向なども踏まえ、地域や産業界との連携を図りながら、学校として検討していくことが大切です。

特別支援学校学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）解説 各教科等編においては、「作業学習」にあたって考慮することとして、

- 「1 児童生徒にとって教育的価値の高く、喜びや完成の成就感が味わえるものとしします。
- 2 地域性に立脚した特色をもち、持続性や教育的価値のある作業種を選定します。
- 3 児童生徒の実態に応じ、段階的な指導ができるものとしします。
- 4 児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組めるものとしします。
- 5 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的で、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされているものとしします。
- 6 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものとしします。」

と示されています。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

Q35 自立活動の意義や目的について教えてください。

A

1 自立活動の意義

障害のある児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において、様々なつまずきや困難が生じています。そのため、小学校・中学校などの児童生徒と同じように、心身の発達段階などを考慮して教育するだけでは十分とはいえません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては、小学校・中学校などと同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することで、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

自立活動の指導が、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

2 自立活動の教育課程上の位置付け

小学校・中学校などの特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障害の状態などを考慮すると、小学校・中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではありません。特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動などを取り入れた特別の教育課程を編成する必要があります。

学校教育法施行規則 第138条においては、

「 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、…（中略）…特別の教育課程によることができる。」

と示されています。

3 自立活動の取扱いについて

各教科等のように、そのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して、それらを相互に関連付けて具体的に指導内容を設定する必要があります。

3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

4 自立活動の目標

特別支援学校学習指導要領（平成29年4月公示） 第7章においては、自立活動の目標は、

「 個々の児童又は生徒が自立※¹を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う※²。」と示されています。

※1 「自立」とは …

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階などに応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、より良く生きようとすることです。

※2 「心身の調和的発達の基盤を培う」とは …

発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばしたりすることによって、遅れている側面の発達を促すとともに全人的な発達を促進することです。



関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

Q36 自立活動の内容を教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）においては、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方として、

「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。」

と示されています。

1 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、6 区分 27 項目にまとめられています。

2 自立活動の指導にあたって配慮すること

(1) 自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが基本です。指導目標（ねらい）を達成する上で効果的な場合には、集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導は、集団で指導することを前提とするものではありません。

(2) 自立活動の指導は、一律に授業時数を標準としては示さず、各学校が実態に応じて適切な指導を行うことができるようになっています。ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではありません。個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があります。

(3) 個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にし、個別の具体的な指導内容を定めた指導計画を作成します。

3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

【 自立活動の内容 】

1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。	2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。	4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	6 コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

※ _____部は、新学習指導要領に追加された内容

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成 29 年 4 月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

Q37 自立活動の具体的な指導内容の設定の流れについて教えてください。

A 個々の児童生徒に設定される具体的な指導内容は、児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領などに示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

【実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ】

学部・学年							
障害の種類・程度や状態等							
事例の概要							

実態把握	① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
	②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階 健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション
	②-2 収集した情報（①）を学習状況又は生活上の困難や、これまでの学習状況「の視点から整理する段階 ※各項目の末尾に（ ）を付けて②-1における自立活動の区分を示している（以下、図15まで同じ。）。
	②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階 ※各項目の末尾に（ ）を付けて②-1における自立活動の区分を示している（以下、図15まで同じ。）。

指導すべき課題の整理	③ 1をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

⑤ ④に基づき設定した指導目標（ねらい）を記す段階 課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として	
--	--

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階	指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
-------------------------	---------------------------	-------	--------	---------	-------	-------	-----------

項目間の関連付け	⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント						
----------	---------------------	--	--	--	--	--	--

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階 選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...
--	---	---	---	-----

「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より

3 特別支援学級担任のために …

(5) 自立活動

「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ」において、配慮することは下記のとおりです。

- 1 実態把握
児童生徒のできないことばかりではなく、できることにも注目します。
- 2 情報の整理
障害名だけに頼って特定の指導内容に偏ることがないように、児童生徒の全体像を捉えて整理します。また「〇年後の姿」をイメージし、卒業までにどのような力を、どれだけつけるのかを想定します。
- 3 課題の抽出
指導にあたって、課題となることを抽出します。
- 4 課題の関連
抽出した課題同士の関連を「原因と結果」や「相互に関連しあっている」という観点で整理します。
- 5 目標設定
整理した課題をもとに、当面の短期的な目標と長期的目標を定めます。
- 6 自立活動の項目の選定
指導目標を達成するために必要な項目を、自立活動の6区分27項目から選定します。
- 7 選定項目の関連付け
6で選定した項目を、再度、課題を振り返りながら整理します。
- 8 具体的な指導内容の設定
最後に、何を指導するのかを具体的に設定します。
例：職場の様々な場面で用いられる表現（挨拶、慣用句、敬語など）の適切な使い方を考え、使うことができる。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



3 特別支援学級担任のために …

(6) 教科用図書

Q38 特別支援学級で利用できる教科用図書について教えてください。

A 学校教育法施行規則 第139条においては、特別支援学級で使用する教科書について、

「特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合に、文部科学省検定済教科書や著作教科書^{※1}を使用することが適当でない場合には、特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書^{※2}を使用することができます。」

と示されています。

※1 「文部科学省著作教科書」とは …

高等学校の農業、工業などの教科書の一部や特別支援学校用の教科書^{※3}については、その需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集された教科書のことをいいます。

※2 「他の適切な教科用図書」とは …

学校教育法附則 第9条^{※4}による一般図書^{※5}や、教科用特定図書^{※6}等のことをいいます。

※3 「特別支援学校用の教科書」とは …

特別支援学校（聴覚障害）用「国語」が作成されています。

また、特別支援学校（知的障害）用では、小学部・中学部の国語、算数・数学、音楽の教科書です。学習指導要領の特別支援学校（知的障害）の各教科に示された具体的内容の各段階に対応するように作成されています。

（小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部は☆☆☆）



3 特別支援学級担任のために …

(6) 教科用図書

※4「学校教育法附則 第9条」とは …

学校教育法附則 第9条においては、

「 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条 第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」

と定められています。

※5「一般図書」とは …

学校教育法附則 第9条に基づき、義務教育諸学校で使用する教科書として採択された一般図書（絵本等）で、300点以上を「一般図書一覧」として収録しています。

※6「教科用特定図書」とは …

視覚障害のある児童生徒の学習用の拡大教科書、点字教科書、その他障害のある児童生徒の学習用に作成した教材で、教科書に代えて使用できるものをいいます。

小・中学校において、学校教育法附則 第9条に規定する教科用図書の使用が認められているのは、特別の教育課程を編成して指導する場合のみです。

小学校、中学校の下学年の各教科を中心とした教育課程では、実際に学習する学年の検定教科書を使用します。

また、学校教育法の一部改正により、平成31年4月から、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えてその内容を記録したデジタル教科書を使用することができます。

関連サイト：●文科省「教科書Q＆A」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/010301.htm



3 特別支援学級担任のために …

(7) 交流及び共同学習

Q39 交流及び共同学習について教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）においては、「学校相互間の連携や交流」について、
「他の小学校（中学校）や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校（小学校）、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。」
と示されています。

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

相互のふれ合いを通じて、豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、各教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この両面を一体のものとして捉えます。そして、障害のある児童生徒、障害のない児童生徒双方のねらいを明確にして、その指導内容や方法を検討し、組織的、計画的、継続的に実施することが大切です。

特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能なので、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、校内の協力体制を構築し、双方の児童生徒にとって効果的な活動を設定することが大切です。

関連サイト：●文科省「よりよい交流及び共同学習を進めるために」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001/001.htm#a001



3 特別支援学級担任のために …

(8) 進路指導

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

Q40 特別支援学級の進路指導の基本を教えてください。

A 障害のある児童生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、児童生徒の実態や進路希望などを的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。

学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成に向けて、児童生徒が自らの在り方・生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意思と責任で自己の進路を選択・決定する能力や態度を育成することが重要です。

● 進路指導にあたって配慮すること

- 1 本人への指導は、「挨拶や返事ができる」「時間を守る」「公共の施設や乗り物を利用する際のマナーを身につける」などの指導が必要です。
- 2 自信がもてない、経験が少ない、活動への意欲が乏しいことなどから、「自分の良さがわからない」という実態があります。自分の良さや得意な面など、自己理解を図ることも必要です。
- 3 将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意思と責任で自己の進路を選択・決定する能力や態度を育てることが大切です。
- 4 進路指導を進めるにあたっては、生徒本人への指導だけでなく、進路選択に必要な様々な情報を収集し、保護者と情報共有するとともに、関係機関を積極的に活用することも大切です。

関連サイト：●文科省「特別支援教育の推進について（通知）」



http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm



3 特別支援学級担任のために …

コラム5

特別支援学級におけるキャリア教育

キャリア教育とは、児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育です。この視点に立って、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、日々の教育活動を展開することが大切です。

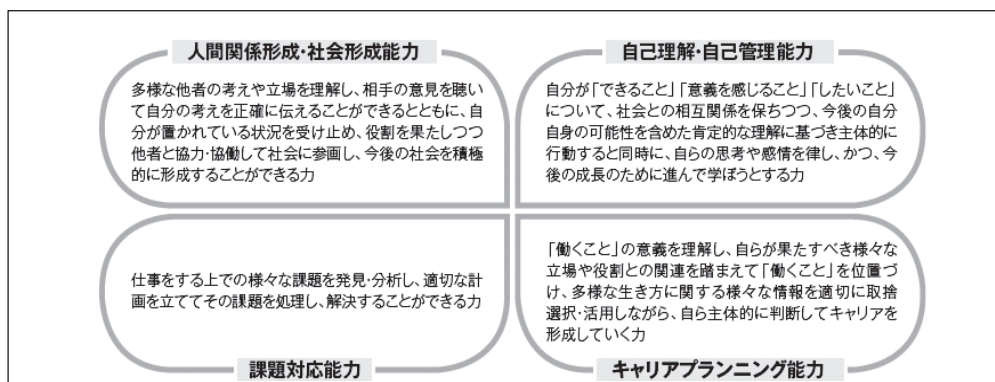
特別支援学級におけるキャリア教育の実施にあたっては、社会や職業にかかわる様々な現場で体験的な学習活動の機会を設け、児童生徒に多様な気づきや発見を系統的に経験させることが重要です。

例えば、地域で働く人々へインタビューする中で、地域の職業やそこで働く人々に興味・関心をもつとともに、見学時のマナーや言葉遣いなどへの気配りもできるようになります。児童生徒の発達段階に応じて、働く人々の生き方や仕事への理解が深まるよう学習を工夫することが重要です。

自立に向けて、より高次の課題に向かって系統的な指導を行っていくことで、社会人・職業人としての自立を促すことにつながります。

このような学習は、キャリア教育の視点から見ると、「基礎的・汎用的能力」を構成する、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育むことにつながります。

【 基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力 】



兵庫県教育委員会「指導の重点」より

1 個別の教育支援計画

Q41 個別の教育支援計画作成にあたっての留意事項について教えてください。

A 障害のある児童生徒は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの、系統的で一貫した支援を行うことが重要です。そのため、個別の教育支援計画の作成にあたっては、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携し、それぞれの側面から具体的に目標や取組、支援の内容を記入します。

小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）総則 第 4 の 2 においては、個別の教育支援計画について、

「 特別支援学級に在籍する児童(生徒)や通級による指導を受けている児童(生徒)については、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」

と示されています。

個別の教育支援計画は、就学前から卒業後まで、必要な情報を引継ぐ計画であり、本人や保護者の同意の下に作成します。また、様々な関係機関と共通に用いるため、個人情報の保護に配慮する必要があります。すべての教職員が、個別の教育支援計画の内容を共通理解し、学校全体で組織的・計画的に指導を行うことが大切です。そして、実施状況を適宜評価し、改善を図ることも不可欠です。

【 個別の教育支援計画の主な内容 】

- 1 これまでの支援内容及び支援上の課題
- 2 現在の生活、将来の生活に関する本人・保護者の希望
- 3 本人・保護者の希望をもとに考えられる支援目標
- 4 学校及び関係機関における支援
- 5 評価及び今後の課題
- 6 合理的配慮

関連サイト：●兵庫県教育委員会「個別の教育支援計画等を効果的に引き継ぐために」



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>



2 個別の指導計画

Q42 個別の指導計画作成にあたっての留意事項について教えてください。

A 小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）総則 第 4 の 2 においては、個別の指導計画について、

「 特別支援学級に在籍する児童(生徒)や通級による指導を受けている児童(生徒)については、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」

と示されています。

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うため、学校で作成します。障害のある児童生徒一人一人の指導目標や指導内容、指導方法を明確にして、個に応じた適切な指導に活用します。

特に決まった様式はありませんが、文部科学省の様式例を参考にしたり、設置者（市町教育委員会）ごとに共通の様式を使用して作成したりすることが考えられます。

個別の指導計画を作成するには、児童生徒の実態、生育歴、得意なこと、苦手なこと、行動面で気になることなど、様々な情報が必要です。また、指導のための計画書ですから、当然、その実態を踏まえた目標が必要です。短期的な目標と長期的な目標、それに到達するための具体的な指導・支援の手立てなど、書く内容もおのずと決まってきます。

そして、その個別の指導計画は、その児童生徒にかかわるすべての教職員が共通理解し、学校全体の協力体制のもと、組織的、計画的に指導が行えるようにすることが大切です。そして、実施状況を適宜評価し、改善を図っていくことも不可欠です。

個別の指導計画の作成は、学級の担任が中心となって行います。学校と家庭が一貫した支援を行うことが支援の効果を高めることにつながるため、その指導・支援の内容について保護者と共通理解を図ることが大切です。

2 個別の指導計画

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

個別の指導計画を作成するには、まず児童生徒の実態把握が大切です。

実態把握とは、支援を必要としている児童生徒を理解するため、様々な角度から情報を収集し、その結果を総合的に整理・理解していく過程のことであり、アセスメントとも言われます。

アセスメントは、観察法、面接法、検査法の3つの方法に分類することができます。いくつかの方法を組み合わせ、児童生徒の実態を総合的・多面的に理解し、個に応じた指導・支援に生かします。

1 観察法

対象児童生徒が自然に過ごしている状態を観察する「自然観察法」と、時間や場面を任意に設定して行う「構造的観察法」があります。どちらにおいても、遊びの様子、級友とのかかわり、環境への順応、授業中の姿勢、読み書きの状況、指示内容の理解の様子、注意や集中の度合、運動の様子、ルールの理解、集団への適応状況などを観察します。また、学級の掲示物や図画工作(美術)の作品などの成果物を見ることから、手指の器用さや感覚の特異性などの可能性をよみとることができます。

2 面接法

対象児童生徒との面談では、質問の理解や回答の内容、表情及び話し方などから、状況を把握していきます。得意なことや不得意なこと、今、困っていることなど、本人がどのように感じているか、話せるかなど、様々な状況をうかがい知ることができます。

保護者からは、家庭での状況や生育歴、医療歴、療育などの情報を聞き取ります。集団への適応状況に課題がある場合でも、家庭では特に問題がない場合があります。逆に、学校ではとてもよい子に振る舞っているのに、家庭では暴言を吐いたり、暴れたりするなど、学校と家庭で見せる姿が大きく異なる場合もあります。このような場合には、その違いの原因を探ることで支援のヒントが見つかることもあります。保護者から聞くエピソードには、支援の手がかりになることが含まれていることが多いので、引き出す質問をするなど、ていねいに聞き取ることが大切です。

2 個別の指導計画

また、養護教諭や前担任など、対象の児童生徒とかかわりのある教職員から情報を聞き取ることによっても、支援に役立つ情報を得られます。

3 検査法

検査法には、「知能検査」や「発達検査」などがあります。教師や保護者の主観ではなく、客観的なデータとして捉えることができます。そのため、教育、医療、福祉などの様々な機関と共通に理解を図るための資料として、利用することができます。

検査には、資格を有した検査者が行うことが規定されているものや、長時間にわたるものがあります。いずれの場合にも、本人・保護者の同意を得た上で、児童生徒の負担にならないような配慮をすることが大切です。

このような様々な方法で児童生徒の実態を把握し、それを指導・支援に生かしていきます。

教師が指導に行き詰まったり、うまくいかないと感じたりした時には、個人の主観に頼るのではなく、客観的・多角的・多面的に児童生徒を理解し、行動の原因や背景を考えることが必要な視点です。



関連サイト：●文科省「個別の指導計画の様式例」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm 

関連サイト：●国立特別支援教育総合研究所 教育相談情報提供システム

 http://forum.nise.go.jp/soudan-db/htdocs/index.php?page_id=62 

2 個別の指導計画

Q43 個別の教育支援計画と個別の指導計画について教えてください。

A 個別の教育支援計画と個別の指導計画は、児童生徒の発達段階や障害特性を踏まえて、自立と社会参加をめざすための計画であるという部分は同じです。いずれも、保護者への十分な説明のもと、合意形成を図り、同意を得ることが必要です。また、教育、福祉との一層の連携強化のため、放課後等デイサービスを利用している場合は、連携が必ず必要です。

【 個別の教育支援計画と個別の指導計画 】

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
作成者	・学校を中心とし、保護者、福祉、医療、施設などの関係者	・学校（担任）
期間	・乳幼児期から学校卒業後まで ・中期～長期	・単元、学期、学年など
記載内容	・本人、保護者の願い ・教育的支援の目標、手立て、評価 ・関係機関の役割や支援内容 など ・合理的配慮	・児童生徒の実態 ・目標（短期・長期） ・指導方法、指導内容 ・支援の手立て
意義	・生涯に渡る支援の連続・系統性 ・多方面からのニーズ、実態把握 ・優先される支援目標の明確化 ・支援マップ、関係機関との連携	・校内の指導の充実 ・的確な実態把握 ・指導目標の明確化 ・校内の情報共有、連携

関連サイト：●国立特別支援教育総合研究所「インクルDB Q&A」

 http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=38



コラム6

子どものための心理アセスメント

アセスメントとは、①子どもがどのような特徴をもち、どのような強みがあり、課題は何であるのか、②その課題にどのような順番で、どのように組みめば適切な支援になるのかなどを、個別に導き出していく一連の過程のことです。アセスメントに必要な子どもの情報を得るためには、生育歴を聴き取ったり、行動を観察したり、様々な心理検査を行ったりします。

生育歴では、「保護者から見たその当時の子どもの印象や感想」「ことばの発達」「運動面の発達」「情緒・行動面の発達」など、その経過を聴き取ります。初めて話した年齢や初めて歩いた年齢など、客観的な情報を聴き取ることで、子どもの発達全体の遅れの可能性を探ることができます。

次に、行動観察では、「注意集中や集団参加がどのくらいできているのか」「どんな対人関係の取り方をするのか」などを観察します。主訴や生育歴を実際の行動から確認するという点でも、行動観察が重要になります。

そして、心理検査は、「発達や能力に関する側面を見るもの」「性格や人格などに関する側面を見るもの」に分けることができます。知能検査や発達検査は前者になり、人格検査は後者になります。

知能検査	WISC-Ⅳ、WAIS-Ⅲ、田中ビネー知能検査、K-ABCⅡ、DN-CAS など
発達検査	新版 K 式発達検査 2001、乳幼児発達スケール KIDS など
人格検査	YG（矢田部ギルフォード性格検査）、ロールシャッハテスト バウムテスト など

子どものための心理アセスメントは、アセスメントを受ける子ども自身のために生かすことを目的に行うものです。そのため、生育歴の聴き取りや行動観察、心理検査を行って分かったことを生かし、適切な支援に繋げることが大切です。

2 個別の指導計画

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

コラム7

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ

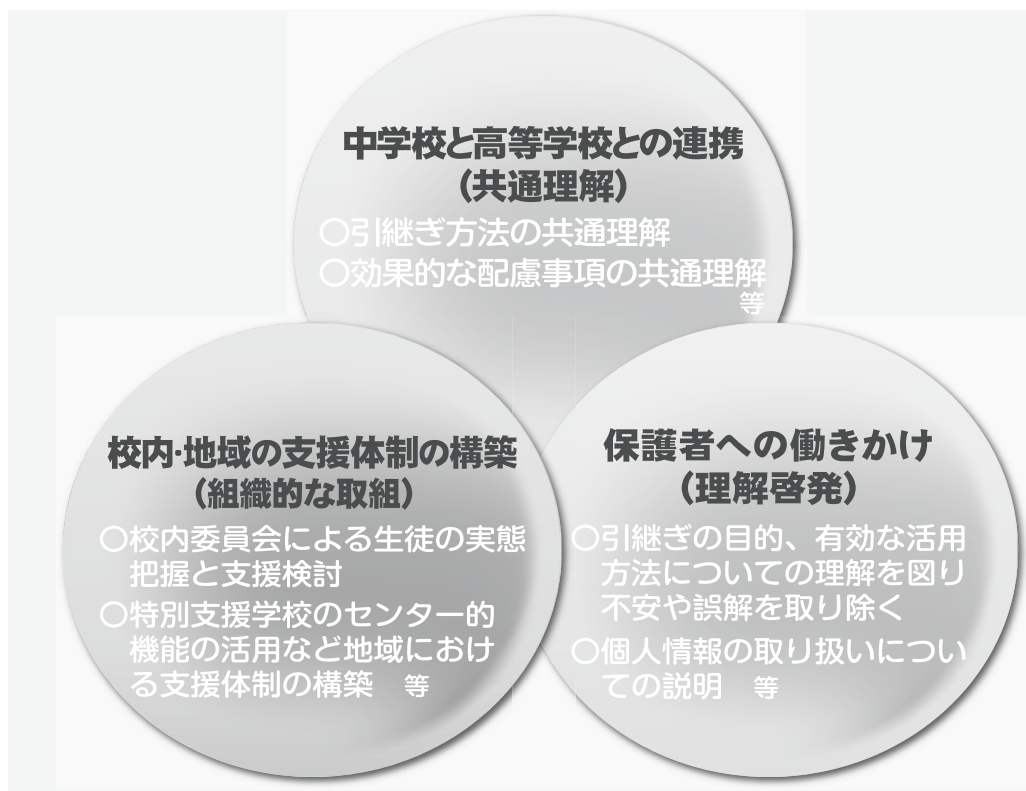
兵庫県では、中学校から高等学校への特別な教育的支援の引継ぎを行っています。対象生徒の必要な情報を確実に引継ぎ、進学当初から適切な配慮が受けられる体制づくりが進められています。

これにより、特別な教育的支援が必要な生徒が、高等学校でも一貫した支援を受けることができるよう、支援情報を引き継ぐことができ、高等学校における配慮や指導・支援に役立てていくことができます。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成していない場合でも、引継ぎが必要な場合には、「中学校・高等学校連携シート」（P94 参考資料参照）を活用し、確実な引継ぎができるようになります。

高等学校でも、合格発表後すぐに情報を引き継ぐことで、入学までに生徒の状況を把握することができ、指導・支援に有効に活用することができます。

【 教育的支援の引継ぎを確実に進めるポイント 】



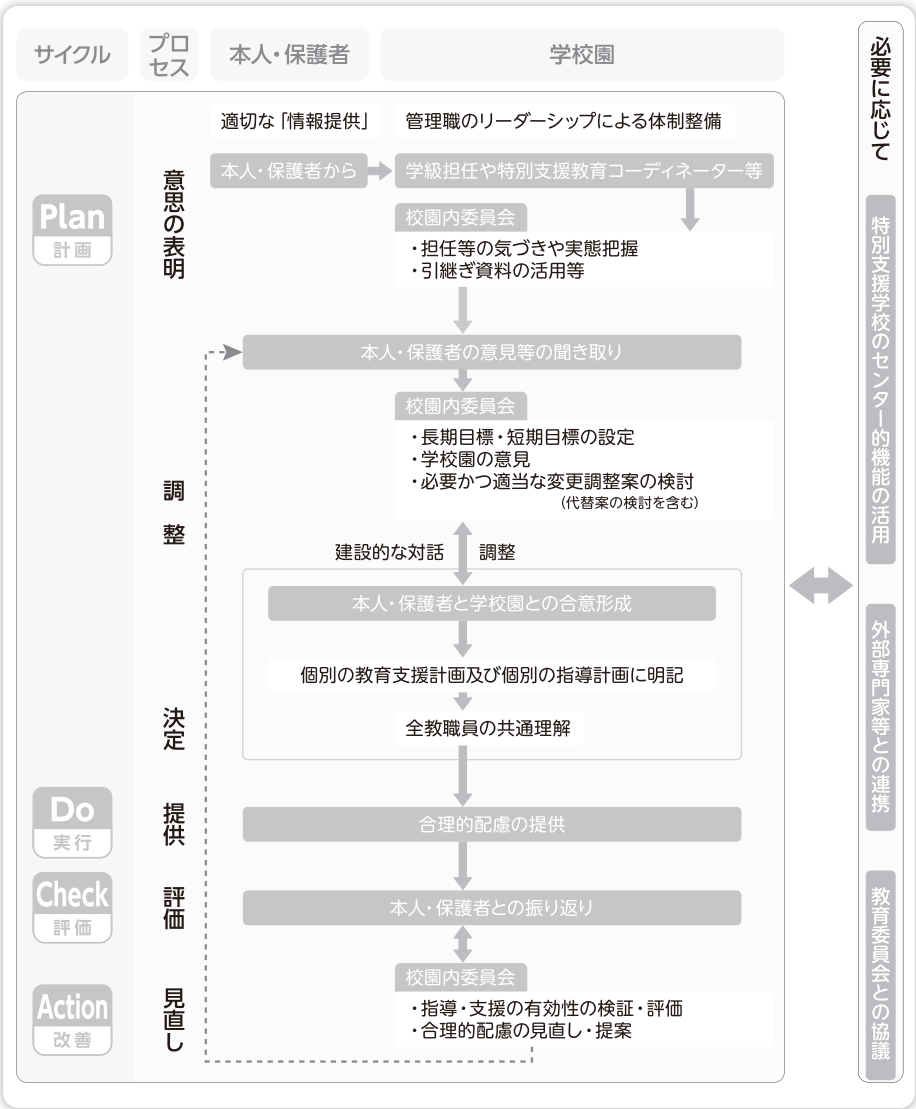
特別支援教育課「中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進」より

コラム 8 保護者との合意形成のプロセス

情報を引き継ぐときや、合理的配慮の提供の意思表示があったときなどは、学校と保護者の間でその意義や内容について対話をしながら合意形成を図ります。そのときには、なるべく建設的な対話、調整に努めることが大切です。

また、必要に応じて関係機関とも連携をしたり、適宜評価をしたりして、内容の変更などに柔軟に対応していくことが大切です。

【 保護者との合意形成のプロセス 】



プロセスにおける留意点

Plan 計画

本人・保護者からの申出や担任等の気づきから

- 学校園は、相談窓口や相談を受け付けた後の手続きの流れについて、あらかじめ周知するなど、本人・保護者が相談体制を利用しやすい環境づくりに努めましょう。
- 本人・保護者からの相談等の申出があれば、丁寧に聞き取りましょう。
- 相談等の申出や意思表示がない場合でも、学校園での行動観察等から、本人の困難さが明らかな場合には、適切な配慮を提案するために、建設的な対話で働きかけるなど、自主的な取組に努めましょう。

校園内委員会での検討

- 本人・保護者からの相談等の申出を受け、組織的かつ迅速に対応しましょう。
- 実態把握やそれにもとづく指導・支援の内容等については、特別支援学校のセンターの機能や外部専門家の意見を活用することが有効です。必要に応じて設置者（教育委員会）との協議も行います。

本人・保護者と学校園との合意形成

- まずは、1週間～1カ月間の学校園行事や学習内容等において、優先すべき合理的配慮について検討しましょう。
- 児童生徒等が能力等を最大限度まで発達させ、十分な教育を受けられるようにするという目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要です。
- 具体的な場面や状況に応じて、代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて決定しましょう。
- 合理的配慮の内容を柔軟に見直すことができることを、本人・保護者との間で、共通理解を図っておきましょう。
- 合意された合理的配慮の内容は、個別的教育支援計画等に明記し、関係する教職員、特別支援教育支援員、関係機関の職員等がプライバシーに配慮しつつ、情報を共有しましょう。

合理的配慮の提供にあたっては、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことや、実施に伴う負担が過重でないこと等に留意する必要があります。
均衡を失った又は過度の負担を課すと判断した場合には、その理由をわかりやすく説明しましょう。

Do 実行

合理的配慮の提供

- 全教職員の共通理解のもと、組織的に対応しましょう。
- 提供するにあたり、本人及び周囲の児童生徒等の変化を観察し、記録しておきましょう。

Check 評価

本人・保護者との振り返り

- 学校園は、本人にとって、十分な教育が受けられるように提供できているかという観点から、定期的に評価することが重要です。

Action 改善

合理的配慮の見直し

- 本人・保護者と発達の状況等を勘案しながら、本人にとって最適な合理的配慮に改善しましょう。

特別支援教育課「学校で「合理的配慮」の提供が義務となります」より

3 学習評価の充実

Q44 学習評価の留意点やポイントについて教えてください。

A 学習評価は、①教師が児童生徒の学習の成果を的確に捉え、②児童生徒自身が自らの学習を振り返り、次の学習に向かうことができ、③教師が指導の改善に生かすためのものです。

評価にあたっては、児童生徒一人一人のよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にします。そして、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、次への目標や課題をもって自主的に学習を進めていけるよう、評価を行います。そのため、評価のための評価、他者との比較のための評価であってはなりません。

教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての自己評価や相互評価などを工夫することも大切です。この自己評価や相互評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながります。

小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）第 1 章 第 3 の 2 の（2）においては、学習評価に関する工夫について、
「 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。」
と示されています。

学習評価は、児童生徒の資質・能力を適切に反映していることが重要です。そのため、学習評価の妥当性や信頼性を高めることが大切です。

3 学習評価の充実

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

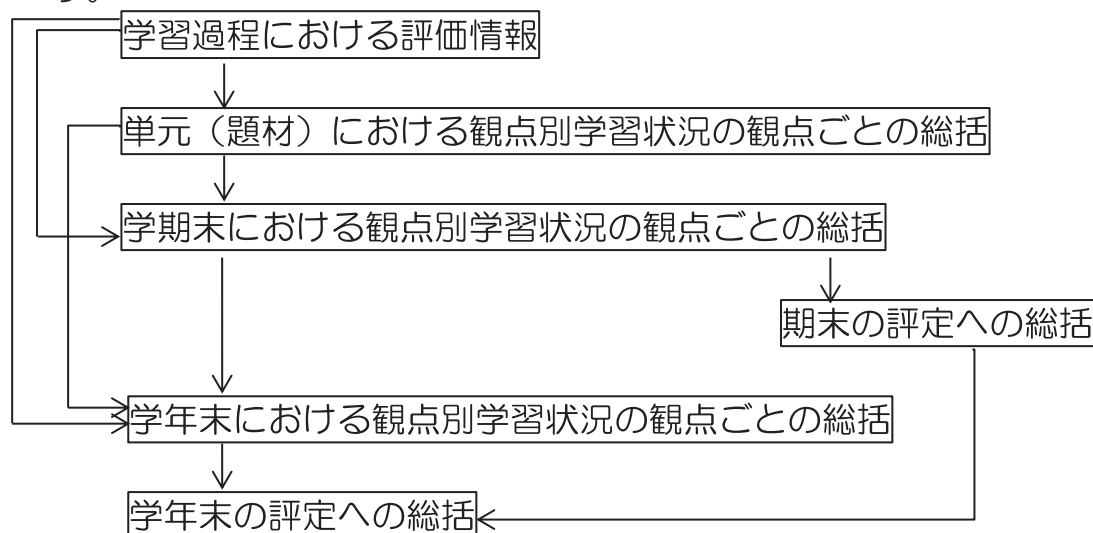
学習評価の妥当性を高めるためには、①評価規準や評価方法などを明確にする、②評価結果について教師同士で検討する、③実践事例を蓄積し共有する、④授業研究などを通じて評価に関する教師の力量の向上を図るなど、様々な取組が必要です。

また、信頼性を高めるためには、学校が保護者に、①評価に関する仕組みについて、事前に説明する、②評価結果についてよりていねいに説明することなどが大切です。

評価に関する情報をより積極的に提供し、保護者の理解を図ることも重要です。

【 評定への総括の流れ 】

観点別学習状況の評価の観点ごとの総括の他、評定への総括は、学期末や学年末などに行うことが考えられます。具体的な総括の流れとしては、以下の図に示したように、いくつかの例が考えられます。



国立教育政策研究所

「評価規準の作成のための参考資料、評価方法等の工夫改善のための参考資料」より

関連サイト：●文科省「学習評価の在り方について」



http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1364317.htm



3 学習評価の充実

Q45 指導と評価の一体化について教えてください。

A 特別支援学校学習指導要領(平成 29 年 4 月公示)解説 第 3 編 第 1 章 第 4 節においては、指導と評価の一体化について、
「各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。」と示されています。

児童生徒にとって適切な計画かどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。そのため、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程において、適宜学習状況や結果を適切に評価し、指導に生かすことが大切です。

個々の児童生徒の学習状況などの評価の結果、個別の指導計画で設定した指導目標を達成できていなかった場合は、①個々の児童生徒の実態からみて、設定した指導目標が高すぎた、②指導目標は適切だったが、その指導目標を達成するための指導内容や指導方法が適切でなかった、③指導目標や指導内容、指導方法に一貫性がなかったなど、様々な場合が考えられます。

評価の結果、①指導目標や指導内容、指導方法のどこに課題があるのか、②効果的な指導をできるようにするために、「何を」「どのように」改善していくのかなど、課題を明確にする必要があります。課題が明らかになれば、その課題の背景や要因を踏まえて、改善を図ることが大切です。

関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」(平成 29 年 4 月公示)



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



4 よりよい連携の在り方

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

Q46 校内における連携の留意点について教えてください。

A 校長のリーダーシップの下に、それぞれに求められる役割に応じて目標・目的を明確にして、組織や運営の在り方を再構築し、その成果を定期的に評価するなど、効果的な学校運営が求められます。また、校長は、特別支援教育コーディネーターが効果的、効率的な活動が担えるよう、校内組織を整備する必要があります。

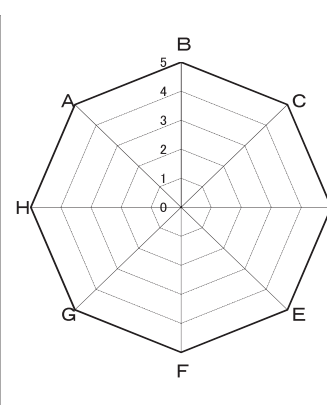
校内委員会の構成員は、管理職、特別支援教育コーディネーター、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、主幹教諭などが考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を充実するために必要な者を校長が判断した上で、構成することです。

特別支援教育コーディネーターは、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担い、協議を円滑に進めます。また、日頃から校内で特別な支援を必要とする児童生徒の情報を収集し、必要に応じて特別支援教育支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内の専門スタッフとの連絡調整役も担います。

養護教諭は、児童生徒が保健室に来室した際の何気ない会話や悩み相談などから、児童生徒を取り巻く日々の生活状況、他の児童生徒とのかかわりなどに関する情報を得やすい立場にあります。児童生徒から収集した情報については、必要に応じて各学級の担任や他の関係する教職員と情報共有することが大切です。

4 よりよい連携の在り方

【 学校園チームで取り組む校内支援体制充実度点検シート 】

A 管理職のリーダーシップ ☐ 学校園長のリーダーシップのもと、学校園経営（内容や評価等）に特別支援教育の視点が生かされている。 ☐ 管理職、コーディネーター、担任等がチームとなって、校内支援体制を充実していくことを明確にしている。 ☐ 管理職自身が学習面、生活面で支援を要する児童生徒等の状態や対応について、把握している。 ☐ 管理職を含めたすべての教職員が特別支援教育にかかる専門性を高めるため、計画的な校内研修を行っている。 ☐ 管理職から教職員や保護者・地域に向けて、特別支援教育の情報が発信されている（校園内外での会議や学校園より等）。	B 校園内委員会の活動 ☐ 校園内委員会が運営計画に位置付けられ、年間計画に基づき定期的あるいは必要に応じて開催されている。 ☐ 気がかりな児童生徒等の情報交換や特別な支援の必要性の判断が校園内委員会において行われている。 ☐ 必要と判断された児童生徒等や保護者への具体的な支援内容や方法について検討が行われている。 ☐ 校園内委員会での決定事項が全教職員に知らされ、共通理解のもと実施されている。 ☐ 児童生徒等・保護者への支援等についての評価や見直しが校園内委員会の活動として行われている。	C 特別支援教育コーディネーター ☐ コーディネーターが校務分掌や要覧に明記され、窓口が明確になっている。 ☐ コーディネーターが支援を必要とする児童生徒等の情報を十分得ることができるよう、複数指名するなど、活動しやすい体制を整えている。 ☐ コーディネーターが中心になって、校園内研修会を年間計画に基づき実施している。 ☐ コーディネーターは、担任と共に個別の指導計画や個別的教育支援計画を作成するなど、助言・調整を行っている。 ☐ 支援にかかる地域資源（福祉・医療等）の活用について、コーディネーターが中心になって、校園内委員会で話し合っている。
H 教職員の専門性 ☐ 各学年、学級の児童生徒等の学習や生活の状況について、日常的に教職員間で情報交換が行われている。 ☐ 特別支援教育について校園内での研修会が設けられ、すべての教職員が参加している。 ☐ 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援方策の決定・評価に際しては、特別支援学校のセンターの機能を活用するなど、専門性向上の取組がなされている。 ☐ 特別支援教育について、事例検討会を行うなど、具体的な指導方法の実践研究を行っている。 ☐ 校園外の研修を受講した教職員が得た知識等について、資料提供等をするなど学び合い、共有し合う仕組みがある。		D 個別の指導計画 ☐ 児童生徒等の実態を把握したうえで、担任を中心に、個別の指導計画を作成し、関係教職員で妥当性を確認している。 ☐ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等が明確に示されている。 ☐ 個別の指導計画の内容について、担任等は本人・保護者に十分に説明し、共通理解を図っている。 ☐ 個別の指導計画は、関係教職員で必要に応じて評価され、見直し、修正が行われている。 ☐ 個人情報の取扱いに留意して、個別の指導計画の引継ぎが適切になされている。
G 保護者との連携 ☐ 担任は、保護者から児童生徒等の特性や、特性に応じた効果的な支援、願いなどを十分に聞き取っている。 ☐ 学校園での合理的配慮（支援内容や方法等）について、保護者との話し合いの場をもち、合意形成を図っている。 ☐ 連絡帳や電話、家庭訪問を通じて児童生徒等への指導の経過について、保護者に伝えている。 ☐ 学期末や年度末に指導・支援の効果は保護者とともに評価し、改善すべき点について話し合っている。 ☐ 卒業にあたって、保護者に引継ぎの有効性を説明するとともに、進路先に支援の引継ぎを行っている。	F 児童生徒等への学習・生活支援 ☐ 児童生徒等の実態から、得意なことと苦手なことが整理され、関係教職員で支援の方向性が共通理解されている。 ☐ 目標、内容や方法を明確にした個別の指導計画等にもとづき、チームとして指導支援を行っている。 ☐ 児童生徒等の学習・生活支援について具体的な教職員の役割分担や必要に応じた環境調整がなされている。 ☐ 学習・生活支援にかかる関係教職員が指導・支援を定期的に評価するとともに、必要に応じて見直しを行っている。 ☐ 児童生徒等の発達の状況等について、定期的に保護者と確認がなされている。	E 個別的教育支援計画 ☐ 家庭や関係機関の情報を十分に反映して、担任を中心に、個別的教育支援計画を作成し、関係者で妥当性を確認している。 ☐ 個別的教育支援計画の内容については、長期的な視点に立って、本人・保護者と共通理解を図りながら決定されている。 ☐ 福祉、医療等の関係機関の情報を反映するとともに、誰がどのように支援していくのか、役割分担が明確にされている。 ☐ 個別的教育支援計画は、福祉、医療等の関係者と必要に応じて評価を行い、見直し、修正が行われている。 ☐ 入学卒業等にあたって、関係する学校園と支援を引き継ぐ場を設定し、適切に引継ぎを行っている。

特別支援教育課HP「校内研修に役立つ資料」より

関連サイト：●文科省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

関連サイト：●兵庫県教育委員会「学校園チームで取り組む校内支援体制充実度点検シート」

 <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>

4 よりよい連携の在り方

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

Q47 保護者との連携の留意点について教えてください。

A 保護者との連携については、校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任などがそれぞれの役割に応じて、組織的・総合的に連携することが大切です。

1 校長

校長は、学校の実態に応じて、すべての保護者に対して、特別支援教育に関する理解を図るとともに、保護者と協働して支援を行う体制をつくります。例えば、学校だよりや学校ホームページなどを通して、すべての保護者に対して特別支援教育への理解を図ることが重要です。

保護者への理解を図る上では、個人情報保護の観点から情報の管理を慎重に行い、本人や保護者の意向を確認しながら、誤解や学校への不信感が生じないように配慮することが重要です。

また、特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら、保護者会や個人面談、日常における授業参観の機会を設けるなど、教員と保護者が協働して児童生徒を支える環境を整えていくことが大切です。

2 特別支援教育コーディネーター

一般的に、保護者に連絡をするのは、児童生徒が在籍する学級の担任になると思われます。しかし、特別な支援を必要とする児童生徒の保護者からの相談については、特別支援教育コーディネーターが相談窓口の役割を担っているため、保護者から直接相談があることも考えられます。その際は、児童生徒が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、適切に対応することが重要です。

また、特別支援教育コーディネーターは、合理的配慮の提供にあたっての相談窓口としての役割も担っています。

4 よりよい連携の在り方

3 学級の担任

保護者との信頼関係を築き、協働しながら支援することは、教育的な効果の高まりにつながります。

通常の学級の担任は、学級に教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している場合、保護者との情報共有を行うことが重要です。

児童生徒の困難さやつまずきへの気づき方、障害に対する理解、考え方などは一人一人異なります。保護者の思いや考え方を考慮した上で、特別な支援を必要とする児童生徒の学校での状況や取組、変容などについて、ていねいに誠意をもって伝えていきます。

そして、児童生徒の成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、保護者とともに今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組むことが大切です。

特別な支援を行うと、周囲の児童生徒やその保護者から疑問の声が上がることもあります。そのため、特別な支援の必要性について、学級すべての児童生徒に十分な理解を深めておくことが最も重要です。同時に、周囲の児童生徒の保護者に対しても、特別な支援の必要性を説明しておくことが大切です。

保護者に説明する内容としては、①特別支援教育が必要である旨の一般的な説明、②在籍する児童生徒に行う支援内容についての具体的な説明などが考えられます。後者については、事前に支援を必要とする児童生徒及びその保護者の意向を確認の上、個人情報の保護に特に留意する必要があります。

関連サイト：●文科省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm



4 よりよい連携の在り方

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

コラム9

保護者の話を聴くとき

児童生徒の心を育成する教育相談において、保護者との面談が重要な位置を占めています。

ここでは、アメリカの臨床心理学者 ロジャーズが生み出した「クライアント中心療法」を紹介します。

この療法の基本的な考えは、

「 カウンセラーは、クライアントの話をよく聴く。クライアントは、自分自身がどのように感じ、どのように生きつつあるかということに、真剣に取り組む。そうすれば別にカウンセラーの賢明さや知識を振り回したり、押しつけたりしなくても、クライアント自らが気づき、成長していくことができる。」
というものです。

そして、ロジャーズは「クライアント中心療法」を行う中で、セラピストの「純粋さ」「無条件の積極的関心」「クライアントの内部感情への共感的理解とその伝達」という3つの要素を重視しています。

まず、「純粋さ」とは、「カウンセラーの心の中で感じていること」と「意識の上で気づいていること」、そして「クライアントに向かって表現されていること」の間に、矛盾がなく一致していることです。

次に、「無条件の積極的関心」とは、クライアントがその瞬間に、混乱、恨み、恐怖、怒り、勇気、誇りなど、どのような感情が働いたとしても、カウンセラーが真摯に受け止めることです。すなわち、あるがままに相手を受け止めることです。

そして、「クライアントの内部感情への共感的理解とその伝達」とは、カウンセラーがクライアントの感情と個人的意味づけを正確に感じ取り、この理解をクライアントに伝えることです。すなわち、相手の目線に立って、同じように理解しようと努めることです。

この3つの態度を、一度にすべて実践することは難しいと思いますが、保護者の話を聴くときに参考にしてみتهはいかかでしょうか。

4 よりよい連携の在り方

Q48 関係機関との連携の留意点について教えてください。

A 児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人

人の障害の状態やその程度などの専門的な判断、個々の障害の特性に基づく適切な支援が必要です。そのため、個別の支援にあたっては、教育、医療、保健、福祉、労働などの外部の専門家の導入や、これらの専門家との緊密な連携が必要です。

特別支援教育コーディネーターは、これらの関係機関をはじめ、特別支援学校※¹や県立特別支援教育センター※²との連絡調整の窓口を担っています。地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関や、それらが提供している支援内容についての情報を収集・整理し、必要に応じて教員や保護者へ情報を伝えます。

養護教諭は、児童生徒の心身の健康上の課題を把握し、医療機関への受診の必要性について、学校医に相談を行います。また、必要に応じて学校医に対して、授業や休み時間などに児童生徒の様子を共に観察することを提案するなど、児童生徒の日常的な様子や実態を把握する働きかけを行います。

※1 特別支援学校との連携

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター校として、各学校園の要請に応じて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行っています。

- (1) 各学校園の教職員への支援機能、研修協力機能
- (2) 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- (3) 個別の指導計画や個別の教育支援計画などの作成への助言、幼児児童生徒や保護者などへの指導・支援機能
- (4) 教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連絡・調整機能 など

4 よりよい連携の在り方

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

※2 県立特別支援教育センターとの連携

県立特別支援教育センターは、特別な支援が必要な幼児児童生徒に関する教育相談をはじめ、様々な支援を行っています。

1 教育相談

- (1) 幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言
- (2) 学校園の支援体制に関する助言
- (3) 障害に関する専門的意見の提示 など

2 ひょうご学習障害相談室

- (1) LD、ADHDなどに関する教育相談
- (2) ひょうご専門家チームの派遣
 - ア LD、ADHDなどの判断に係る情報提供
 - イ 幼児児童生徒への望ましい教育的対応についての指導・助言
 - ウ 保護者・本人への相談
 - エ 学校園の支援体制についての指導・助言
 - オ ケース会議などにおける助言
 - カ 市町組合教育委員会や学校園における研修の支援

3 講師派遣研修

各学校園からの要請に応じて、県立特別支援教育センター職員を派遣し、講義・演習などを行います。

※ その他の関係機関（P95 参考資料参照）

関連サイト：●兵庫県立特別支援教育センター

 <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/> 

関連サイト：●兵庫県教育委員会「支援マップ」

 <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/> 

Q49 県立特別支援教育センターで実施している研修について教えてください。

A 県立特別支援教育センターでは、兵庫県教員資質向上指標に基づき、キャリアステージに応じた研修講座を開催しています。毎年、「研修講座のしおり」を発行して、各市町組合教育委員会及び学校園所などに配布しています。

希望の講座があれば、申込み締切日までに、所定の方法にて受講申込みをしてください。

研修講座のほかに、特別支援教育センターの職員などが各研修開催場所へ出向いて、ニーズに応じた研修を行う「講師派遣研修」や、個人やグループが、それぞれの課題について自主的に学ぶ「マイプラン研修」なども実施しています。

また、特別支援教育センターのホームページには、「すべての教職員のための特別支援教育研修講座」を動画配信しています。さらに、特別支援教育におけるトピックとして、毎月「今月のなるほど」を掲載しています。

【平成30年度開催の主な研修講座】

- 1 新任特別支援学級担当教員等研修
- 2 通級指導教室担当教員等研修
- 3 リーダー研修
- 4 インクルーシブ教育システム構築研修
 - (1) 信頼関係を深める保護者連携講座
 - (2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営講座
 - (3) 効果的なICT活用講座 など
- 5 発達障害教育研修
 - (1) 通常の学級における授業づくり講座
 - (2) 性の課題に関する指導・支援講座 など

関連サイト：● 兵庫県立特別支援教育センター



<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/>



Q50 教員長期研修派遣について教えてください。

A 教員長期研修派遣は、「特別支援教育にかかる教員長期研修派遣事業」として行っています。この事業は、専門的な知識や技能を習得し、その資質向上と指導力の充実を図り、県下の特別支援教育の充実に資するために行っています。

大学専攻科などへの派遣（１年間）と、国立特別支援教育総合研究所への派遣（２ヶ月間）があります。

1 大学専攻科などへの派遣

平成 30 年度の主な派遣先は、大阪教育大学、京都教育大学、岡山大学などです。

自らの研究課題の追究とともに、各講義の受講など、大学のカリキュラムに沿って、１年間専門的に学びます。特別支援学校免許取得の単位として履修可能な講義を実施している大学もあります。

2 国立特別支援教育総合研究所への派遣

平成 30 年度の主な派遣コースは、「視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース」「発達障害・情緒障害・言語障害教育コース」「知的障害教育コース」です。

２ヶ月間、自らの研究課題の追究とともに、コースごとのカリキュラムに沿って専門的に学びます。

いずれの場合も、募集要項に則り、希望調書や小論文、派遣選考試験などを経て派遣が決定します。

詳しくは、例年 9 月頃兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課から通知があります。１年間（２ヶ月間）、特別支援教育について専門的に学ぶことのできる貴重な機会となっています。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

実態把握	① 障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，学習や生活の中で見られる長所やよさ，課題等について情報収集												
	②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階												
	<table border="1"> <tr> <th>健康の保持</th> <th>心理的な安定</th> <th>人間関係の形成</th> <th>環境の把握</th> <th>身体の動き</th> <th>コミュニケーション</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション						
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション							
②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や，これまでの学習状況の視点から整理する段階													
	※各項目の末尾に（ ）を付けて②-1における自立活動の区分を示している（以下，図15まで同じ）。												
	②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階												
	※各項目の末尾に（ ）を付けて②-1における自立活動の区分を示している（以下，図15まで同じ）。												

指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1，②-2，②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し，中心的な課題を導き出す段階

⑤ ④に基づき設定した指導目標（ねらい）を記す段階
課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階						
指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

項目間の関連付け	⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント			
	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階			
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...

文科省「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



キャリア教育を通して育てる「基礎的・汎用的能力」

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

〔参考資料〕 小学校・中学校・高等学校を通して行うキャリア教育

キャリア教育とは

子どもたちが生きる力を身に付け、社会の変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができる教育「キャリア教育」が今求められています。

キャリア教育とは、子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育です。この視点に立って、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、日々の教育活動を展開することがキャリア教育の実践の姿です。

キャリア教育を通して育てる「基礎的・汎用的能力」とは

人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分が置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

課題対応能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置づけ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

キャリアプランニング能力

兵庫県教育委員会「指導の重点」より



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/juten/index.html>



中学校・高等学校連携シート

中学校・高等学校連携シート

●作成に関する情報

作成者	立 中学校	担 任	作成日	平成 年 月 日
		特別支援教育コーディネーター		

●生徒についての基本情報

生徒の名前	生年月日	平成 年 月 日	性別	
在籍状況	☐ 通常の学級 ☐ 特別支援学級	通級の利用	有・無	スクールカウンセラーの利用
在籍時期		通級の利用時期		手帳の有無
医療情報	病院名	主治医		有（ ）・無
	服薬	有・無	薬名	
診断名	有・無	(医師)	診断時期	
相談機関		担当者	サポートファイル	有・無

●サポートのために必要な情報

コミュニケーション	☐ 友人がいない ☐ 友人が欲しいと望んでいる ☐ 友人が数名いる ☐ 教師とは話せる ☐ 相談できる人がある ☐ 表現が拙い ☐ SOSが出しにくい ☐ 困り感の自覚がない ☐ 協力を要請できる ☐ 相手の感情理解が苦手 ☐ 字義通り受け取る ☐ 親切心がある ☐ 積極的に人と関わる ☐ 受け身で自分から関係を築きにくい ☐ 偉そうに言う
学習	☐ 読みの苦手さがある ☐ 書きの苦手さがある ☐ 計算の苦手さがある ☐ 漢字や絵など形を捉えにくい ☐ ノートの作成が苦手 ☐ 聞きながら書くことが苦手 ☐ 板書が遅い ☐ 学習に消極的 ☐ 集中しにくい ☐ 提出期限を守るための段取りが苦手 ☐ 発表を避ける ☐ 衝動的に発言する ☐ 筆記用具やプリント等がなくなりやすい
日常生活	☐ 指導されても同じことを繰り返す ☐ 集中が難しい ☐ 指示が通りにくい ☐ 集団活動より一人を好む ☐ 自傷、他害がある ☐ 不器用さがある ☐ 衝動性が強い ☐ こだわりがある ☐ ゲーム等や人に依存しやすい ☐ マイペースである ☐ 礼儀正しい ☐ 感覚過敏・鈍麻がある ☐ 友人の援助を借りやすい ☐ 友人の援助が借りにくい
感情コントロール	☐ ストレスをかかえやすい ☐ かかるとなりやすい ☐ おだやか ☐ 不安を抱えやすい ☐ フラッシュバックがある ☐ 想定外のことが起こると不安定になる ☐ 自己中心性が強い ☐ 幼さがある ☐ 自分の感情に気づきにくい ☐ 感情の切り替えができていない ☐ 相手の言動を被害的、猜疑的、攻撃的に捉えやすい ☐ 自分の感情を話すのが苦手
本人の特性理解	☐ 本人告知を受け、診断名を知っている ☐ 診断名は知らないが、特性は知っている ☐ 診断名も特性も知らない ☐ 本を読むなど学ぼうとしている ☐ 診断を悲観的に捉えている ☐ 診断を前向きに捉えている ☐ 障害特性を特に気にしていない ☐ 障害特性、診断名を友人には話している ☐ 診断名を誰にも言っていない
本人の趣味・得意なこと	
本人の進学への希望(将来の夢)	
保護者の希望	
その他参考になる事柄(検査・合理的配慮等)	

私は上記の内容を確認し、進学する高等学校等へ情報提供することについて同意しました。

平成 年 月 日

保護者名

印

兵庫県教育委員会「支援の引継ぎに関すること」より



<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>



関係機関一覧

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	所 管 区 域
兵庫県立 身体障害者更生相談所	651-2181	神戸市西区曙町1070 兵庫県立総合リハビリテーションセンター内	078-927-2727	神戸市を除く兵庫県内全域
神戸市立 障害者更生相談所	650-0016	神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター内	078-361-2340	神戸市全域
兵庫県立 知的障害者更生相談所	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-0737	神戸市を除く兵庫県内全域
兵庫県 中央こども家庭センター	673-0021	明石市北王子町13-5	078-923-9966	明石市・加古川市・西脇市 三木市・高砂市・小野市・加西市 加東市・多可町・稲美町・播磨町
洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2075	洲本市・南あわじ市・淡路市
西宮こども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4670	尼崎市・西宮市・芦屋市
尼崎駐在	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	06-6423-0801	尼崎市（障害相談）
川西こども家庭センター	666-0017	川西市火打1-22-8	072-756-6633	伊丹市・宝塚市・川西市 三田市・猪名川町
丹波分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3866	篠山市・丹波市
姫路こども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町1-1-58	079-297-1261	姫路市・相生市・赤穂市・穴栗市 たつの市・市川町・福崎町 神河町 太子町・上郡町・佐用町
豊岡こども家庭センター	668-0063	豊岡市正法寺446	0796-22-4314	豊岡市・養父市・朝来市 香美町・新温泉町
神戸市こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2525	神戸市全域
兵庫県立 こども発達支援センター	674-0074	明石市魚住町清水2744	078-949-0902	兵庫県全域（市町窓口）
ひょうご発達障害者支援センター クローバー	671-0122	高砂市北浜町北脇519	079-254-3601	明石市・加古川市・高砂市 稲美町・播磨町・淡路市 洲本市・南あわじ市
芦屋ランチ	659-0015	芦屋市楠町16-5	0797-22-5025	尼崎市・西宮市・芦屋市
加西ランチ	675-2321	加西市北条町東高室959-1	0790-43-3860	西脇市・三木市・小野市 加西市・加東市・多可町 篠山市・丹波市
豊岡ランチ	668-0065	豊岡市戸牧1029-11	0796-37-8006	豊岡市・養父市・朝来市 香美町・新温泉町
宝塚ランチ	665-0035	宝塚市逆瀬川1-2-1	0797-71-4300	伊丹市・宝塚市・川西市 三田市・猪名川町
上郡ランチ	678-1262	赤穂郡上郡町岩木甲701-42	0791-56-6380	姫路市・神河町・市川町・福崎町 相生市・たつの市・赤穂市 穴栗市・太子町・上郡町・佐用町
【 県健康福祉事務所 】				
名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	
芦屋健康福祉事務所	659-0065	芦屋市公光町1-23	0797-32-0707	
宝塚健康福祉事務所	665-0034	宝塚市小林3-5-22	0797-72-0054	
伊丹健康福祉事務所	664-0851	伊丹市中央3-1-17（仮庁舎）	072-785-9437	
加古川健康福祉事務所	675-8566	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	079-421-9292	
加東健康福祉事務所	673-1431	加東市社字西柿1075-2	0795-42-9446	
中播磨健康福祉事務所	670-0961	姫路市南畝町2-53ネオフィス姫路南ビル7階（仮庁舎）	079-281-9207	
龍野健康福祉事務所	679-4167	たつの市龍野町富永1311-3	0791-63-5149	
赤穂健康福祉事務所	678-0239	赤穂市加里屋98-2	0791-43-2321	
豊岡健康福祉事務所	668-0025	豊岡市幸町7-11	0796-26-3655	
新温泉健康福祉事務所	669-6747	美方郡新温泉町三谷389-1	0796-82-3161	
朝来健康福祉事務所	669-5202	朝来市和田山町東谷213-96	079-672-6863	
丹波健康福祉事務所	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3776	
洲本健康福祉事務所	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2036	

引用・参考文献

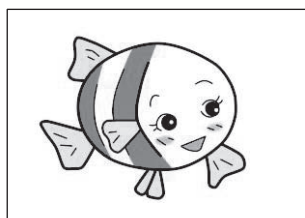
- 文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）」平成 30 年 3 月
- 文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）」平成 30 年 3 月
- 文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」平成 30 年 3 月
- 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」平成 30 年 3 月
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」平成 30 年 3 月
- 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」平成 30 年 3 月
- 文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」平成 30 年 2 月
- 文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 国語編」平成 30 年 2 月
- 文部科学省「特別支援学校幼稚園部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」平成 29 年 4 月
- 文部科学省「教育支援資料」平成 25 年 10 月
- 文部科学省「通級による指導の手引 解説と Q & A」佐伯印刷 平成 24 年 3 月
- 文部科学省「生徒指導提要」平成 22 年 3 月
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本 新訂版 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」ジアース教育新社 平成 29 年 6 月
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック」平成 28 年 3 月
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「聴覚障害教育 Q & A 50 ～聴覚に障害のある子どもの指導・支援～」平成 28 年 3 月
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「軽度・中等度難聴児の指導・支援のためにー軽度・中等度難聴児をはじめて担当される先生へー」平成 24 年 3 月
- 柘植雅義等編著「中学・高校における LD・ADHD・高機能自閉症等の指導 自立をめざす生徒の学習・メンタル・進路指導」（株）東洋館出版社 平成 21 年 2 月
- 兵庫県教育委員会「平成 30 年度（2018）指導の重点」平成 30 年 3 月
- 兵庫県教育委員会「平成 29 年度（2017）指導の重点」平成 29 年 3 月
- 兵庫県教育委員会「特別な支援が必要な子どもたちのために」平成 18 年 3 月
- 岡山県総合教育センター「通常学級における特別支援教育の観点から見た学級経営・授業づくり」平成 21 年 3 月
- 日本精神神経学会「DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引」医学書院 平成 27 年 8 月
- 日本心理臨床学会編「心理臨床学辞典」丸善出版 平成 23 年 8 月
- 上野一彦等編著「軽度発達障害の心理アセスメント WISC-III の上手な利用と事例」日本文化科学社 平成 17 年 1 月
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP「教育相談情報提供システム」
- 文部科学省HP「児童虐待防止と学校」
- 文部科学省HP「在外教育施設安全対策資料【心のケア編】」
- 文部科学省HP「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」
- 一般社団法人日本臨床心理士会HP「臨床心理士の面接療法」
- 日本学校教育相談学会HP「研修テキスト」

表紙のイラスト

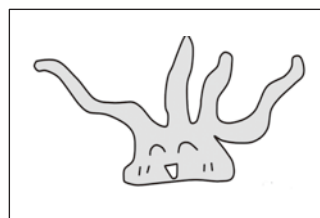
兵庫県立特別支援教育センター キャラクター
「キョーちゃん」と「セイちゃん」

誰もが相互に尊重し支え合い、多様なあり方を認め合える全員参加型の社会が共生社会です。クマノミとイソギンチャクは、共生関係にあります。

このようなことから、共生社会の実現を願い、「共生」をキーワードに、「キョー（共）ちゃん」と「セイ（生）ちゃん」が生まれました。どうぞよろしくお願いします。



キョーちゃん



セイちゃん

作成委員

<作成委員>

兵庫県立特別支援教育センター

所長

沖汐 守彦

主任指導主事兼課長

堀井 美佐

教育事務推進専門員

松本 武

主任指導主事

岡野由美子

指導主事

藤原しをり

心理判定事務嘱託員

浅野 尚佳

<協力委員>

兵庫県立東はりま特別支援学校

教諭

真鍋 信介

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校

教諭

宮脇くるみ

兵庫県立北須磨高等学校

教諭

馬場友佳子



小学校・中学校教職員のための
特別支援教育ハンドブック

平成 31 年 3 月発行

発行 兵庫県立特別支援教育センター
神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 - 1
(兵庫県福祉センター 3 階)
TEL&FAX (078) 222-3604
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~tokucen-bo/>



30 教 T1 - 008A4